

人滅佛誰可信哉。先祈國家須立佛法。若消災止難有術欲聞。

〔通解〕 法然と日蓮と選擇集と安國論との是非得失は尙斷定し難きも、之は且く之を措き。但近年の災難が選擇集に起因する事實は、貴下の盛に談じ其旨を明かにする所定めて所以あるべし、之は亦且く之を措き。要する所、天下泰平國土安穩は君臣の樂ふ所、國民の思ふ所、これ誰人も異議なき所にして而も當面の大問題なり。抑々國家は佛法に依つて繁昌し、佛法は國人の信仰するによつて貴き意味あり、如此國と法と人とは相離るべからざる關係あり、然るに若し國家亡び人民滅せば如何に尊き佛も如何に貴き法も、誰か崇め誰が信すべきや。然れば則ち先づ第一に國家國民の安寧を祈つて而して後須く正しき佛法を研究し建設し宣傳すべき也。若然らば宗教の問題は第二義なり、第一義の大問題としては我が國家に已に起り今起り當に起らんする災難に對し如何に之を退治するか、其最善の方術あらば速に示したまへ、謹んで傾聽せんと欲すと也。

〔餘義〕 因に茲に論究すべき事あり。夫れ立正と安國と俱に主客の希望する所也。而も其主義に

於ては自ら緩急先後の相異あり。客は安國を先んじて立正を後にす、主人は國家を安んぜんと欲せば先須く正法を立つべしといふ。又本書に暗に客に擬せる政治家なる北條時頼は國家本位人間主義にして、主人に擬せる宗教家なる日蓮上人は宗教本位佛法主義なることを知るべし。要するに法と國と王法と佛法とは絶對的一元的には同一にして所謂法國一體王佛一如なりと雖も、若し相對的比較的には法本國末佛形王影とするを本宗の正義とすべし。但し日蓮が法門は四悉檀（一、世界悉檀、歡喜益。二、爲人悉檀、生善益。三、對治悉檀、破惡益。四、第一義悉檀、入理益。）を以て時に適ふべしとの教訓もあれば、一往俗諦門に約し世界悉檀爲人悉檀を急とする場合には、此客の文を主人の語とし日蓮上人の教として轉用するも敢て不可なき也。然るに今時此文を直に主人の言として專用するものあり、或は迷者の言として一向に用ゐざるものあり、蓋し一は過ぎたるもの一は及ばざるものにして、俱に思想の中正を得たるものにあらざるべし。尙法國の關係に就ては後更に評論する所あるべし。

〔科文〕 后 主答（一六〇頁來）又二。初、謙讓對ニ客疑ニ。

主人曰。余是頑愚敢不存賢、唯就經文聊述所存。

〔通解〕 此より第七段に於ける主人の答辨なり。客已に主人の上奏を嘗て迷か覺か是が非か定め難し等といふ、故に今且く謙遜して余は頑愚（頑は痴鈍なり）にして敢て賢き者に非らず、唯釋迦金口の經文に依つて僅に其信する所觀る所を陳述せんと也。

〔科文〕 后、示攘災術（一六三頁來）又五。一、示要術。

抑治術之旨、内外之間其文幾多、具難可舉、但入佛道數廻愚案、禁謗法之人、重正道之侶、國中安穩天下泰平。

〔通解〕 此より攘災の要術を示す。さて汝の希望する災難退治の旨は、廣く内なる佛典にも外なる諸教にも散在して其文の多きこと共に擧ぐるに違あらず。外典は且く之を措き、内典即ち佛法に入つて數々篤と愚案を廻すに、要するに天下泰平國中安穩の根本原理は、要するに謗法者を禁斷して正法者を尊重するを以て第一義とする也。

〔科文〕 二、引證、 又二。初、禁斷謗人（后、法華經の下は明謗罪深重）又四。一、禁施謗人。

即涅槃經云。佛言唯除一人餘一切施皆可讚歎。純陀問云、云何名為唯除一人、佛言如此經中所說破戒。純陀復言、我今未解、唯願說之、佛語純陀言、破戒者謂一闍提、其餘在所一切布施皆可讚歎、獲大果報。純陀復問、一闍提者其義云何、佛言、純陀、若有比丘及比丘尼優婆塞優婆夷、發麤惡言、誹謗正法、造是重業、永不改悔、心無懺悔、如是等人名為趣向一闍提道、若犯四重、作五逆罪、自知定犯如是重事、而心初無怖畏懺悔、不肯發露、於彼正法、永無護惜建立之心、毀些輕賤言多過咎、如是等亦名趣向一闍提道、唯除如此一闍提輩、施其餘者一切讚歎。

〔文釋〕 此より下は廣く經文を引て謗法者を禁斷すべきこと等を證明したまふ中、今は涅槃經南本第十大衆所問品（會疏十卷九丁）を引て謗法者に布施するを禁することを示したまふ也。○經文には所引の前文に「純陀白佛言、世尊、如佛所說、所有之物布施一切唯可讚歎無有虧損、世尊是義云何、持戒毀戒有何差別」との文あり、今の所引は此問の答也。要するに此經文は佛邪法の徒に布施供養を禁斷して以て謗法を退治せしむる也。○純陀は中天竺舍衛國拘尸那城の人番匠を業とす、佛涅槃の時最後の供養を捧げて無生法忍を得たる人也。○一闍提とは梵語なり不信と翻す、佛法を信受せざる者を云ふ。○比丘とは梵語、男僧なり、此に三義あり、一には怖魔是人出家するときは魔王怖るゝが故なり、二には乞士是上は佛道を乞ふて智慧を増し下は施食を乞ふて身命を養ふが故也、三には破惡即ち惡業煩惱を破るが故也。○比丘尼は女僧なり、比丘と唯男女の相違あるのみ。○優婆塞優婆夷は梵語なり、清信士清信女と譯す、共に佛道信受の俗男俗女をいふ。○懺悔の二字二箇處とも本經には「慙愧」に作る。○四重とは十惡の中特に重罪たる殺生偷盜邪淫妄語をいふ。○五逆とは四重罪中の第一殺生罪の中の極重罪にして弑父弑母弑阿羅漢破和合僧出佛身血をいふ。○亦名趣向一闍提道の下、本經には「若復說言無佛法僧如是等人亦名趣向一闍提

道」の二十字あり、今この三寶撥無の文を省略したまふは、蓋し今の要にあらざるが故也。

〔通解〕 佛純陀に告げたまはく、唯或一種の人を除いて其餘の一切の者に布施せば其布施の行爲は皆讚歎すべき也。純陀更に佛に問て言く、其除外例なる一種の人とは誰人ぞや、佛答へて言はく、今此涅槃經の説にては一人とは即ち破戒者をいふ也。純陀復更に佛に問ふて言く、我今未だ一人は即ち破戒者なりとの意義を了解せず、唯願くは更に之を説明したまへ、佛純陀に答へて言く、今茲にて破戒とは謂く一闍提を指すなり、此一闍提を除いて其他の一切に布施するは大に讚歎すべき慈悲行慈善事業にして大果報を獲べし。純陀復更に重ねて問て言く、一闍提とは果して其義云何、佛答て言く、純陀よ、若し僧侶竝に信者あつて眞理に協はざる粗惡の言語を發して佛の正法を誹謗し、この重罪を造て而も永く改悔せず心に懺悔無らんものを名けて一闍提の邪道に趣き向ふものとす。更に一義あり、又若し世間的道德的方面にては四重五逆の重罪を作り、自ら如是重罪を犯せりと知りながらも心に何等怖畏懺悔の心無く亦敢て自白もせず、且又出世間的宗教的方面にては佛の正法に對して絶えて之を護り惜み或は之を建立せんとせず、却て之を毀り輕しめて其言論に不合理多き者をも亦一闍提と名くる也。如此一闍提の徒には必ず布施を爲すべ

からず、唯此徒輩を除いて其餘の者に施さば總て之を讚歎すべし。要するに布施は慈悲の物質的實踐方面として大に讚歎すべき業なれども、或る一人のみは除外して布施すべからず、一人とは即ち破戒者なり、破戒者とは即ち一闍提なり、一闍提とは即ち誹謗正法者又は四重五逆誹謗正法者なり、何となれば此一種の人は即ち極惡重罪者にして、若し此徒に施せば、却て罪惡を是認し、罪惡宣傳の繩を付與し、謗法亡國邪法墮獄を助長せしむる與同罪となればなりと也。而して此「大家所問品」には、佛と純陀との間に總じて四番の問答あり。但し第一の問答は、純陀の問の文を省略したまへり。又第四の佛の答に三義ある中、第三の三寶撥無の文を略したまへる事前述の如し。

〔科文〕 二、明謗人斷命（一六四頁來）。又二、初正明。后、釋伏疑。

又云、我念往昔、於閻浮提作大國王、名曰仙豫、愛念教重大乘經典、其心純善、無有麤惡嫉恚、善男子、我於爾時、心重大乘、聞波羅門誹謗方等、聞已、即時斷其命根。善男子、以是因緣、從是已來不

墮地獄

〔文釋〕 此下正しく謗人斷命を明す也、三章あり、今は第一章なり○又云とは北本第十二聖行品の文なり、南本會疏は十一卷二十丁なり。○龜惡嫉恚は本經嫉妬慳吝に作る。又嫉恚の下本經には「口常宣說愛語善語、身常攝護貧窮孤獨、布施精進無有休廢、時世無佛聲聞緣覺。我於爾時愛樂大乘方等經典、十二年中事婆羅門、供給所須、過十二年施安已訖、即作是言、卿等今應發阿耨多羅三藐三菩提心、婆羅門言、大王、菩提之性、是無所有、大乘經典復如是、大王云何乃令物同虛空」との百十六言あり○龜惡嫉恚とは、龜とは妙ならざる心、惡とは善ならざる心、嫉とは嫉妬にてネタム心、恚は愾とも書き吝嗇にてオシムなり。方等とは方正平等とて大乘の實理を謂ふ、第三時の方等の時を指すにあらず、普賢經に「此方等經、是諸佛眼、諸佛因、是得具五眼、佛三種身、從方等生、是大法印、印涅槃海」と云ふが如きは也。

〔通解〕 佛自ら過去の因縁を語りたまふに、我昔し大國の王と生れて仙豫王といひし時に、大乘佛敎を愛念し敬重し、其心は純善にして苟くも龜惡嫉妬慳吝等の邪心はあらざりき、又口には常

に慈愛の言善良の語を宣説し、身には常に貧窮孤獨の者を攝護し布施精進して少しも懈怠あることなかりき。而して其時代には救世主たる佛陀も無く又其弟子たる聲聞緣覺も無かりき。而も我れは爾時に於て先佛の大乗佛教を愛樂し信行し、其自他成佛の主義を徹底せしめんが爲に、彼の外道婆羅門をも大乘の正義に感化引導せんとして十二年の長日月波羅門に仕へて其所須即ち彼等の求むる財物を自由に供給しぬ、かくて施すべき物は總て施したる後即ち波羅門に對して曰く、卿等今須く大乘佛教に入り無上等正覺の苦心を起すべしと、波羅門こ大王の言を退けて言く、大王よ、阿耨菩提無上正覺といふが如き理性は茫漠として捕ふる能はざる空理空想に過ぎず、而してそれを説ける大乘經典も亦復如是空理空想に過ぎず、大王よ、どうしても乃ち一切衆生をして茫漠として信じがたく得がたき虚空の如き大乘佛教に入らしめ一致せしむることは不可能なり。要するに我徒は大乘佛教を信する能はずと。善男子よ、能く聽け、我は深く大乘佛教を重んずるが故に永き間婆羅門に事へて何率彼等を正法に引き入れんと勉めけれども曾て我が正義に従はず反て我尊重せる大乘方等經を誹謗すること甚しきが故に、大義親を滅す、一殺多生の道理を以て餘儀なく即座に婆羅門の命を斷じたり。开は一往殘酷にして不殺生戒を破るに似たれども實には深重

の慈悲にてあるなり、何となれば全然反省の見込なき彼等を存生せしめば、誹謗正法の罪過益々甚だしく、自他俱に亡國墮獄の業苦を重ねしむる道理なるが故なり。善男子よ能く聞け、我がこの謗者斷命の強折は、殺生罪を構成せざるのみならず、反て此善根功德に依つて、其後永く地獄に墮せずして大王菩薩の位を勝ち得たるなりと也○最初より斷命根までは正しく謗法斷命の事實を明し、善男子以是因緣より次下の一切皆は一闡提也までは伏疑を釋す。伏疑とは隠れたる疑問の解釋なり、如何に外道惡人なりとて之を殺害せば、殺人の大罪を犯して墮獄するには非ざるかとの疑問に對する解決也。

又云。如來、昔爲國王行菩薩時斷絕爾所波羅門命。

又云。殺有三、謂下中上。下者蟻子乃至一切畜生、唯除菩薩示現生者、以下殺因緣墮於地獄畜生餓鬼、具受下苦、何以故、是諸畜生有微善根、是故殺者具受罪報。中殺者、從凡夫人至阿那含、是名爲

中、以是業因、墮於地獄畜生餓鬼、具受中苦。上殺者、父母乃至阿羅漢辟支佛畢定菩薩、墮於阿鼻大地獄中。善男子、若有能殺一闍提者、則不墮此三種殺中。善男子、彼諸婆羅門等、一切皆是一闍提也。上

〔文釋〕 以上二章の文は竝に伏疑を釋す文也。又云、次の又云も共に北本第十六梵行品の文なり、

南本會疏は第十五卷四丁なり。○初の又云は謗法斷命の第二章にて前の聖行品と大同なり、但し此文は迦葉菩薩が佛の菩薩道を行じて慈悲を施したまふにも拘らず、過去に多くの婆羅門を殺し玉ひけるを難じたる文にして、佛の答は茲に略して引き給はず。然るに佛の答の要領は、設ひ是を殺すも殺生とはならずして反て菩薩道の慈悲に合ふべしと也。『廣本』等には行菩薩の下に「道」の字あり。○後の又云は謗法斷命の第三章なり、而して前の文と續きにして三殺罪を以て謗法斷命と比較し給ふなり、而るに本經を要略して引き玉へり。○示現生とは、菩薩誓願力の因縁に依て畜生の形を現するをいふ、例せば釋尊昔し飢饉の世に化して赤目の大魚となり、氣息を閉ぢて死相を示し、五人の木工に斫り喰はれ、此因縁を以て來世に先此五人を度せんと、今佛最初度生の阿

若儔陳如・頹轉・跋提・十力迦葉・拘利太子は即ち此五人なりといはんが如し。○畜生有微善根とは、例せば獼猴の塔を禮して天に生じ、鸚鵡の四諦を轉りて天に生じ、惡象の寺院に近付て比丘の「善を爲せば天に生じ惡を爲せば淵に入る」と高聲に誦出せる法門を聞て遂に慈悲心を生じたるが如し。○辟支佛は緣覺と譯す、十二因縁の理を觀じて覺るが故なり。又は獨覺ともいふ、是は無佛世に出で獨飛花落葉等を觀じて無常の理を覺るが故なり。○畢定菩薩とは、修行畢りて行位不退に安住せる大士をいふ、但し念不退の初住の菩薩は除く、初住の菩薩は一分の佛にして不能殺害の聖者なるが故也。

〔通解〕 殺生は佛法の世間罪中第一の重罪なれども、出世間罪の極重たる謗法者は之を殺すも決して罪にならざるのみならず反て大なる功德あるべし。されば涅槃經梵行品の一節には迦葉の語として如來昔し國王となつて菩薩道を行ぜし時幾多の謗法罪を犯せる波羅門の生命を斷たれたりといふ文あり。又梵行品の一節には佛語として、殺生に上中下の三品あり、菩薩示現生の者を除き、昆蟲乃至一切の畜生動物等を殺すを下品の殺生となす、未來に三惡道に墮ちて下品の苦報を受く、たとひ畜生と雖も微少の善根あり生命を惜まぬものは無ければ也。次に普通の人間より阿

那含等の賢人に至るまでのものを殺すを中品の殺生となす、未來に亦三惡道に墮ちて中品の苦報を受く。次には大恩ある父母乃至精神界の大恩人たる阿羅漢緣覺不退の大菩薩等を殺すを上品の殺生となす、之れは罪最大なれば無間地獄に墮ちて上品の苦報を受く。いづれにせよ、慈悲本位の倫理的宗教たる佛法としては、諸の世間的罪惡としては殺生罪を最も重罪とすれども、茲に除外例あり、そは出世間的大罪人たる一闍提即ち不信謗法の徒を殺すことは寧ろ大なる功德こそあれ、決して此三種の殺生中の何にも墮せざる也。善男子迦葉菩薩よ、如來昔國王と爲て菩薩道を行ぜし時、死の極刑に處したる諸の波羅門等は之を殺害しても功德にこそなれ罪過にはならぬ、一闍提謗法の輩なりと也。

〔科文〕 三、明下以正法付囑國王令苦中治謗法上(一六四頁來)。

仁王經云。佛告波斯匿王、是故付囑諸國王不付囑比丘比丘尼、何以故無王威力。上。涅槃經云。今以無上正法付囑諸王大臣宰相及四部衆、毀正法者大

臣四部之衆應當苦治。

〔文解〕 ○仁王經は受持品の文也○波斯匿王は佛と同日に生れたる人にして佛在世に於ける大檀那の一人なり○涅槃經は北本第三壽命品南本は長壽品の文なり、會疏は三の三十四丁なり○苦治とは痛く謗法を對治するをいふ。

〔通解〕 又仁王經に佛波斯匿王に告げたまはく、佛法を一切世間に於て最大の權力ある諸の國王に付囑して諸の僧侶に付囑せず、僧侶には精神的に何程權威あるも物質的には王の如き威力無れば也。

又大經には類同の文あり。云く、今我れ無上の正法を以て正しくは諸王大臣宰相傍には比丘比丘尼信男信女の衆に付囑す、されば若し誹謗正法の者あれば、第一に大臣及び四部の衆は、當に佛勅を奉じて謗者を痛く對治折伏せざるべからずと也。

凡そ佛法の付囑に内護付囑と外護付囑とあり、内護付囑とは内部の出家をして内面より佛法を宣傳し護持せしむるをいひ、外護付囑とは外部の在家をして外面より佛法を援助し護持せしむるを

いふ。法華神力品の別付囑累品の總付囑の如きは是れ専ら内護付囑なれば、無論精神界の權威者たる比丘に付囑するを正意とするも、外護付囑は勿論世間方面に大權威ある國王大臣等を主眼とせざるべからず。佛法の付囑と云ふも少なくとも此兩面の相違あり、今の仁王涅槃等は即ち前者にあらすして後者にあることを知るべし。

【科文】 四、明下執持刀杖一降中伏誦 法者上（一六四頁來）。

又云。佛言、迦葉、以能護持正法、因緣故得成就。是金剛身、善男子、護持正法者不受五戒、不修威儀、應持刀劍弓箭鉞槩。

【文釋】 以下の四章皆『大經』第三金剛身品の文なり、『會疏』は第三卷、此文は其五十九頁なり○金剛身とは、三十二相八十種好火不能燒水不能漂の佛體をいふ、金剛石は堅固にして壞れざるものなるが故に譬となすなり○五戒とは小乘的道德にして不殺生戒不偷盜戒不邪淫戒不妄語戒不飲酒戒なり。

【通解】 佛迦葉菩薩に告げたまはく、我過去世に於て能く正法を護り持てる因緣に由て、今世に

是の金剛不壞の佛身をば成就することを得たり。されば汝等よ正法を護持する爲には、普通小乘の五戒を受くるに及ばず、又行住坐臥四威儀の規律をも修するに及ばず、宜く時機に應じて武器兵器を持ち武力に訴へても正法と正法の行者を守護すべしと也。

【餘義】 因に持戒と執杖との取捨を一言せば、开は要するに時機の如何に由るのみ。章安『疏』(第の卅)に「在家護法取其元心所爲、棄事(戒)存理(正)匡弘大教、故言護持正法、不拘小節、故言不修威儀(乃至)昔時平而法弘、應持戒勿持杖、今時峻而法翳、應持杖勿持戒、今昔俱峻、應俱持杖、今昔俱平、應俱持戒、取捨得宜不可一向」と云へるは是なり、尙開目鈔(八二〇)の下参照すべし。尙本經には、此文の次下に「守護持戒清淨比丘」の八字あれども、今の要にあらざるが故に省略したまへり。

又云。若有受持五戒之者、不得名爲大乘人也、不受五戒爲護正法、乃名大乘、護正法者應當執持刀劍器械。

【通解】 此文『會疏』は第三卷六十三丁左なり。此文次下に引く有德章の下に在り、今先引くこと

は文向の不受五戒の語に類すれば也。文の意は、若し普通小乘的の五戒を受くるものあらば、名けて大乘の人と爲すことを得ず、五戒を受けざれども正法を守護するを以つて乃ち大乘佛教徒と名くべし、正法を守護する者は應に刀劍器械を執るべしと也。

雖持刀杖我說是等名曰持戒。

〔通解〕 此文、會疏第三卷六十四丁左に出づ。此文は次に引く有德章の後の文なり、今亦茲に引くことは、此語は或は彼經に在ても若は此書に於ても、不受五戒執持刀杖に就て外難を遮するの要文なるを以ての故に引用鄭重を厭はざる也。文の意は守護正法の爲なれば、假ひ刀杖武器を持て人を殺戮するも、我は是等護法の者を名けて眞の持戒大乘の佛徒と名くべしと也。

外難とは、凡佛教徒たるものは、出家は勿論在家も亦五戒を受けざるべからず、而して五戒の第一は不殺生戒なり、不殺生戒を持つもの豈に刀杖を執持すべけんやと也。

又云。善男子、過去之世、於此拘尸那城有佛出世、號歡喜增益如來、佛涅槃後正法住世無量億歲、餘四十年佛法末。爾時有一持戒

比丘名曰覺德。爾時多有破戒比丘、聞作是說皆生惡心、執持刀杖逼是法師、是時國王名曰有德、聞是事已爲護法故、即便往至說法者所、與是破戒諸惡比丘極共戰鬥、爾時說法者得免厄害。王於爾時身被刀劍箭槊之瘡、體無完處如芥子許。爾時覺德尋讚王言、善哉善哉、王今眞是護正法者、當來之世此身當爲無量法器。王於是時得聞法已心大歡喜、尋即命終生阿閼佛國而爲彼佛作第一弟子、其王將從人民眷屬、有戰鬥者有歡喜者、一切不退菩提之心、命終悉生阿閼佛國、覺德比丘却後壽終亦得往生阿閼佛國、而爲彼佛作聲聞衆中第二弟子、若有正法欲盡時應當如是受持擁護。迦葉爾時王者則我身是、說法比丘迦葉佛是、迦葉護正法。

者得^ハ如^レ是^キ等^ノ無量果報^ヲ。以^テ是^ノ因緣^ヲ我^レ於^テ今日^ニ得^{タリ}種種相^ヲ以^テ自^ラ莊嚴^ス成^ニ法身不可壞身^ヲ。佛告^ニ迦葉菩薩^ニ是故^ニ護法優婆塞等應^ニ執持^ニ刀杖擁護^ス如^キ是^ノ善男子^ト我^レ涅槃後濁惡之世國土荒亂^ニ互相抄掠^ス人民飢餓^ニ爾時多有^ク爲^ス飢餓^ノ故發心出家^ス如^キ是^ノ人名爲^ス禿人^ト是禿人輩見^テ護持^ス正法^ヲ驅逐令^メ出^サ若殺若害^ス是故我今聽^ク持戒人依^テ諸白衣持^テ刀杖者^ト以^テ爲^ス伴侶^ト雖持^テ刀杖我説^ク是等名^ヲ曰^ク持戒^ト雖持^テ刀杖不應^ニ斷命^ト。

〔廣本〕 佛法末が「佛法未滅」とあり。又難^レ持^テ刀杖^ニ不應^ニ斷命^トの語を略す(三六五)。

〔文釋〕 此文は金剛身品引證の第四なり、「會疏」は第三 六十一救下 なり、蓋し經文は素破戒の比丘を折伏す、本書には吾祖轉用し來つて折伏謗法の義を證するなり○拘尸那城は、中天竺橋薩羅國にあり、釋尊御涅槃の所なり○無量億載とは、蓋し長年月の大數をいふなるべし○餘四十年とは

無量億歳の後の四十年をいふ、末法時代に當るべし○佛法末とは、中山本に依る、一本には佛法未^レ滅とあり、後者は本經に據るか○持戒比丘とは、大乘の戒律堅固の僧侶をいふ○覺德の下、本經には「有^テ徒衆眷屬圍繞^{セリ}能^ク師子吼斑宣廣説^ク九部經典^ヲ制^メ諸比丘^ヲ不得^ニ畜養^ス奴婢牛羊非法之物^ニの數句あり○破戒諸惡比丘とは、破戒無慚の惡僧をいふ○阿閼佛とは、東方妙喜世界の教主なり、諸經論に異説あるも、『法華經』化城喻品によれば、大通佛の第十六王子の第一智積王子の後身なるが如し○第二弟子とは、王は前に生るれば是第一、比丘は後に生るればは第二なり○聲聞衆とは、大乘の聲聞なり○迦葉は、此經の對告衆童子の迦葉菩薩なり○迦葉佛は、七佛(過去正嚴劫の三佛 現在賢劫の四佛)の第六にして現在賢劫の住劫の第九の滅劫人壽二萬歳の時出世せし佛なり○禿人とは、髮の無きもの又は髮の短少なるものをいふ、今は衣食の爲に出家せる形だけの賢僧をいふ、明治大正の現代にも此禿人多し、宜く處分し整理せずんばあるべからず○此有德王章は、彼の『三大秘法鈔』の戒壇建立豫言中の「有德王覺德比丘の其乃往を末法濁惡の未來に移さんとき」云云の一節を了解するにも必要の經文なれば讀者須く注意すべし。

〔通解〕 迦葉菩薩よ能く聞け、過去の世に此の拘尸那城に於て歡喜增益如來といふ佛ましましき、

此佛の御入滅の後正法世に住すること久ふして末の世に於て、覺徳といへる持戒護法の僧侶ありて、常に經典を説き且つ諸の比丘に教誡を加へ居たりしに、破戒謗法の僧侶どもは、覺徳の教誡を聞て悦ばず、皆惡心を起して各手に兇器を執りて覺徳を逼め將に之を殺さんとす、其時の國王を有徳といひしが、此大事を聞きたまひて、護法の爲の故に早速覺徳の所に駆付け付けて、破戒謗法の惡僧等と極力戰鬥して之を撃退し、覺徳をば九死の中より救ひたり、其時に有徳王は非常なる重傷を負ひて將に戦死せんとす、其時に覺徳は王を讚美して言く、善哉善哉王は今眞に身を捨てて正法を護るものなり、此大功德によつて未來世に於ては今世に勝る身體を得て無量の法器と爲るべしと、王は斷末魔に當りてこよなき難有引導の聲を聞いて、身はたとひ大苦痛に堪へざるも心は大歡喜に充ち、即ち命終して此娑婆に勝る阿闍佛の國に生れて、彼の佛の爲に第一の弟子となりぬ。其王の家來眷屬等の王と共に戰鬥せし者及び王の殉教を見て歡喜満足の心を懷きし者も亦皆菩提心を退せずして臨終の夕には悉く王の如く阿闍佛の國に生れたり。さて覺徳比丘は無事に佛法を行じ天壽盡きて後亦阿闍佛の國に生れて大乘聲聞の中に入つて此佛の第二の弟子となりぬ。若し正法の滅しなるとする時に臨んでは其法を護らんに獻身的なること誰人も皆斯の有徳

王の如くなるべし。さて迦葉菩薩よ、其時の有徳王こそ則ち我れ釋迦牟尼佛にして覺徳比丘こそ則ち迦葉佛なり。迦葉菩薩よ汝等能く信解せよ、護法の者は如是等の無量の果報を得べし。我れ今日絶好の相好を感じ常住不壞の金剛身を成ずるも全く此護法の因縁に由りし者なり。佛重ねて迦葉菩薩に告げ給はく、護法の功德の甚大なること已に今述るが如し、是故に在家の信

者等は、武器を執て正法を護ること我れ前世に有徳王たりし時に於けるが如くすべし。又聞け善男子よ、我滅後に世も濁り國の亂れん時には、人々互に財を抄め寶を奪ひ飢餓に苦み惱めることあらん、其時には衣食の爲生活の爲に發心出家するもの多からん、如是の人を名けて禿人即ち僞似法師と爲さん、この禿人の叢持戒の比丘の正法を護持するを見、氷炭相容れず水火相戰ふの習ひ开を驅逐し又は殺害することあらん。さるを以て我今正法の比丘に在家の信者の刀杖を帶ぶる者に依り憑みて相ひ伴ふことを聽すなり、而して比丘が刀杖を持てる信者を護衛とするも、此場合にては毫も比丘自身が破戒とならざるのみならず、其刀杖を持つ在家者其人も亦持戒と名くるなり。但し刀杖を持つと雖も、要する正當防禦の爲に過ぎず、又一般の民衆及僧侶は國王及當局者又は菩薩の如き殺活自在の智徳と權力を有せざれば、無論貴重の人命を斷ち切るべからず又

之を許さずと也。

〔細科〕 然るに右の文を更に細分せば、七節あり。一に善男子の下は護法之本縁、二に爾時の下は護法之行、三に尋即の下は護法之果、四に迦葉の下は古今結會、五に佛告の下は勸修在家、六に執刀杖、六に善男子の下は戒律持犯、七に是故の下は正明護法なり。更に總じて所引の金剛身品の文を大判せば、最初より「我説是等名曰持戒」までは護法の文、「又云」より「成法身不可壞身」までは引證の文、「佛告迦葉菩薩」より終までは勸修の文也。

〔餘義〕 更に本經の省略せられたる文を示さば「擁護如是」の下に「持法比丘」の句あり「禿人輩見」の下に「有持戒威儀具足清淨比丘」の句あり「不應斷命」の下に若能如是即得名爲第一持戒の句あり。並に今の要にあらざるが故に之を略したまふ也。蓋し「大經」金剛身品に、佛、護法の優婆塞等に帶劍護法を許したまふことは其意一あり、一には謗法の徒衆を對治せんため、二には正法の比丘を衛護せんためなり、二意暫くも離るべからずと雖も、而も金剛身品の當分に於ては侍衛法師を以て主となし、而して此安國論に於ては對治謗法を主となす、是其三處並に侍衛法師の文を略する所以なるべし。

然るに更に論究すべき問題あり、謂く前の聖行品梵行品には國王の謗者斷命を許し、後の金剛身品には在家の護法の爲に執持刀杖を許すも斷命を許さざるは何ぞやといふに、并は能對治者の資格と所對治の境とを異にするが故に能化の佛説にも亦相違あるなり。仍ち前者は賞罰の權を握つて生殺に自在なる國王と慈悲を懷きて能く己を忘れ他を憫み機の善惡を鑑みて善く生殺を施す菩薩とに對して謗者斷命を許したまふにて之を一般的に餘人に許したまふにはあらず、後者は國王の權力なく菩薩の慈悲心なき一般在家の信者に對して護法の爲に只刀杖を帶るを許して其斷命は許したまはぬなり。又前者は所對治の境即ち謗法者が進んで兇器を以て我に迫り、或は假ひ兇器を以てせざるも思想的に正義の精神界を殺害せんとする場合にして、後者は左程にあらず、正義者として只正當防禦の必要ある場合なればなり。

然るに更に聖行品の仙豫國王並に梵行品の如來昔爲國王行菩薩時斷絕波羅門命と金剛身品の有徳王との場合の同異如何といふに、之に二義あり、一には大同小異なり。謂く斷除命根の邊は大同なり。小異とは、謂く仙豫王の場合は自動的積極的に謗法斷命を目的とし以て國王及び菩薩の爲に最も嚴重なる謗法對治の範を示したるものにして、有徳王の場合は他動的消極的に謗者の體

來を逆撃して正法の比丘を擁護したるに過ぎず、敢て始めより進んで戦を挑みたるものにあらず、是れ小異也。二には結果は大同なるも動機は大に異なれり、謂く仙豫の場合は正しく謗者斷命にあり、有徳の場合は守護法師にあるが故也。此二義あるも後義を以は本經祖文を分科するの正意とすべし、具に『新註』下卷三十左下「命根斷不論」等の如し。

然るに執持刀杖は唯在家に許して出家には禁するやといふに、諸師の説は且く措き今私に案するに、一往は然るべし、然るに再往は必ずしも然らざるべし、何となれば僧俗差別は一往の權義にして、僧俗不二は再往の實義なるが故なり、开は章安は『涅槃會疏』(四卷ノ)に「在家護法、取其元心所爲、二」と註するに、吾祖は『開目鈔』に法華の深義に約して「涅槃疏云、出家在家護法、取其元心所爲、二」とて、出家の二字を添加したまふ等に徴して知るべきのみ。されば松葉谷法難に於ける能登房等の振舞、小松原法難に於ける鏡忍房等の執持刀杖の如きは、蓋し再往の深義によれる不憚身命の行動なるべし、然るに元政の艸山集第廿九卷には斷じて此義(僧俗)を許さず、後賢更に之を詳にせよ。

然るに試みに上來所引の涅槃經等に依りて、本論及他書に顯れたる吾祖の折伏法を、廣義に分類せ

ば粗左の如し。



要するに祖師の折伏は釋尊の金言に基くものにして、其目的はたゞ勸善懲惡捨惡持善逆緣成佛に

ありと雖も、其方法は種々あり、今略して十種を示すのみ、其一々の解釋は今且く之を措き、祖師自ら「撰時鈔」(二二四)等に政府に迫まりて謗法者の頸を由比ヶ濱に切るべし等と強言せられし如きは、全く大經聖行品に於ける仙豫王章の金言に基づくものにして、最高限度の行門の折伏たる斷除命根の法則に據りたまふものに外ならず。蓋し極度の剛折なりといふべし。

〔科文〕 后明謗罪深重(一六四頁來)

法華經云。若人不信毀謗此經、則斷一切世間佛種、乃至其人命終入阿鼻獄。上巳。

〔廣本〕 即斷一切世間佛種の下「又云見下有日讀誦書持經者上輕賤僧嫉而懷結恨」(三六五)の文あり。又上巳が「上巳」とあり。

〔通解〕 抑々法華は三世諸佛所證の境界衆生成佛の直道なれば、苟くも之を毀る者は則ち一切世間成佛の種子を斷するに當れり、其罪極めて重し、故に永劫無間に墮つるなり。此「妙經」譬喩品の文は前の第四段法然の破法を論する下、法然の謗罪を數むるの下(一九頁)既に之を引き給へり、

而るに今復此に之を引き給ふは、前引の涅槃經に謗法禁斷の義は既に備はれりと雖も、未だ謗法墮獄の義明ならず、故に懇懇に再び之を引て謗罪極重なる旨を明し給ふ也。

〔科文〕 三、釋禁斷謗法嚴重經意(一六四頁來)

夫經文顯然、私詞何加。凡如法華經者、謗大乘經典者勝無量、五逆、故墮阿鼻大城、永無出期。如涅槃經者、設許五逆之供不許、謗法之施、殺蟻子者必落三惡道、禁謗法者登不退位、所謂覺德者、是迦葉佛、有德者則釋迦文也。

〔通解〕 それ一代五時の肝心たる法華涅槃の佛誠火を睹るよりも明白なり、此上日蓮私の詞何ぞ加ふるの要あらんや。凡そ法華譬喩品の示す所によれば大乘經典を誹謗する者は無量の五逆罪に勝る、故に未來に無間地獄に墮落して永久に出獄する時期無し。又涅槃經の教ふる所によれば設ひ五逆の罪者に對して布施することを許すも謗法者に對して布施することを許さず。又形式は同

し殺生にても其精神如何によつて反對の結果を生ず、乃ち無慈悲なれば蟻子の如き昆蟲を殺しても必ず尚三惡道に墮つべし、然れども正法正義の爲め大慈悲の心を以てせば謗法者を禁斷し折伏し誅戮するも決して殺生罪にならざるのみならず反て大功徳ありて其結果は初住不退即ち正しく佛の聖位に入るべし、例せば『涅槃經』金剛身品に顯れたる過去の歡喜増益如來時代に於ける覺徳比丘が不借身命の持戒並に宣傳力によつて未來に迦葉佛と成り、其篤信者有徳王が亦獻身的の護法力によつて亦未來に今の釋迦佛と生れたるが如しと也。

〔餘義〕 然るに何故に謗法罪は五逆罪よりも重しとするかといふに、凡そ小乘經には佛種を明さず故に之を謗ると雖も斷種の罪は無し、故に謗法の重罪を説かずして但五逆罪を以て極重罪となす。之に反して大乘經には専ら佛種を明す、特に實乗の法華は即ち唯一の佛種なれば若し之を謗れば則ち斷種謗法の大罪を構成す。而して五逆罪は唯他の肉體を斷ずるも佛種の精神を絶たず、謗法は精神又は色心俱に斷滅す、故に其罪五逆は軽く謗法は重しと爲す。従つて謗法を五逆の中に入れざるは猶五逆を四重に入れざるが如し。又如何が逆謗の果報の輕重あるや。謂く五逆は墮獄して一中劫を経るのみ、謗法は無間に墮して無數劫に至るの相違ある也。

又如『涅槃經』設許五逆之供不許謗法之施とは何の文に依るか。謂く既に設といへば固より涅槃經に明文あるに非ず、又此經には専ら撥無破戒を誡め別に逆謗の輕重を説かず、然れども法華涅槃同醍醐味にして而も純圓法華正宗の原理より考察せば、四教共説の涅槃經に唯除一人即破戒、破戒即一闍提とは、謗法者と四重五逆謗法者と因果撥無者との三極重罪者を含みて其間別に輕重を分たざるも、正宗法華の意より照せば、三極重罪中にも特に謗法罪を最極重罪なりとせば、設ひ四重五逆者には供養するも謗法者には布施すべからざることになるなり。何故に謗法者に對しては布施すべからざるに五逆者には供養すべき一分の理由あるやといふに、設ひ五逆の大罪を犯すも若し謗法の極重罪なければ未だ佛種を斷ずるに至らず、従つて成佛すべき一分の因あれば、此人を供養するも全く無意義なるにあらざれば也。要するに涅槃經の元意即ち法華の意に約して斯く言へる也。然れば涅槃經の當分には全く逆謗の區別無きかといふに、諸師の見解は且く措き、予の考によれば勿論文は無きも義は一分なきにあらず。并は前「大衆所問品」の一闍提の具體的説明の文を見るに(一六五頁)之に二あり、前義は單に謗法者を指して一闍提と爲し、後義は四重五逆者と謗法者とを合して一闍提と爲せり。由是觀之、謗法罪は單に謗法罪のみにて一闍提となるも、四

重五逆罪は單に四重五逆罪のみにては一闡提罪を構成せず。故に少なくとも此文によれば此經の當分にも比較的謗罪は逆罪よりも重きが如し。されば涅槃經に於ける逆輕謗重の義は敢て元意に約するのみならず、附文に於ても一分其義ありといふべき也。

〔科文〕 四、信順佛禁顯今謗法（一六四頁來）。又三、初、叙歸誠諦金言（一六四頁來）。

法華涅槃之經教者一代五時之肝心也、其禁實重、誰不歸仰哉。

〔通解〕 法華涅槃の教法は一代聖教五時八教の肝心なれば、從て其中に説かれたる禁斷謗法の誠は實に重且つ大なり、苟くも佛教徒たる以上は誰人も歸依し信仰して堅く之の禁戒を守らざるものあらんやと也。茲にも法華涅槃を以て一代佛教の肝心といふ、故に本論多く法然の淨土三部經に對して通じて一代佛教又は大乘佛典等といふも、其一代佛教は無中心に非ずして必ず法華中心の大乘佛教に存することを讀者は注意せざるべからず。而して又涅槃法華と並び稱せらるゝも、無論涅槃は法華の爲の附録に過ぎざることを知るべし。

〔科文〕 次、明重禁違犯相（一四四頁來）。又四、初、標其相（一四四頁來）。

而謗法之族忘正道之人、剩依法然之選擇、彌增愚癡之盲。

〔科文〕 二、陳歸邪師（一九二頁來）。

是以或忍彼遺體而露木畫之像、或信其妄說而彫莠言之摸、弘之海內、翫之鄩外、所仰則其家風、所施則其門弟。

〔科文〕 三、明破寶相（同上）。

然間或切釋迦之手指、結彌陀之印相、或改東方如來之鴈字、居西土教主之鵝王、或止四百餘廻之如法經、成西方淨土之三部經、或停天台大師講、爲善導講、如此群類其誠難盡、是非破佛哉、是非破法哉、是非破僧哉。

〔科文〕 四、結示（同上）。

此邪義則依選擇也。

〔文釋〕 盲瞽とはメクラツンボウのことにして眼あるも愚痴にして人の邪正を見分けず、耳あるも法の善惡を聞分くる能力なきをいふ○彫。莠言とはエセゴトを彫刻するなり、エセゴトとは正語に似て邪語なるをいふ、即ち選擇集の邪法を出版するをいふ○塙は郭に同じ又廓落なり城外を廓といふ。前の海内に對して墩外といふ、つまり日本國のことなり○切。釋迦之手指等とは、釋尊を捨て、彌陀に歸するが故に釋尊の像を彌陀の像に改造するについて手指を切り印相を結び變へるをいふ。例せば信濃の善光寺の如來は、元は本田善光が難波の堀江の釋尊を勸請して善光寺と號したるものなるに、中古より彌陀に改變したる如き。又京都の誓願寺の本尊は本亦釋尊にして迦葉阿難を以て脇士とせるものなりしに、何頃よりか二脇士を除き且つ釋尊を彌陀に造り替へたり、されば其頃の狂歌に「釋迦不祥阿彌陀に家をとられぬる阿なん笑止や何と迦せふぞ」と嘲笑したるが如き是なり。印相とは佛が手指を種々に結びて以て其所證所表を示したるものをいふ。而して普通釋尊の印相は母指と高指とを結び、彌陀のは母指と人指指とを結びたるの相

違なれば、此二佛の印相は容易に改變せられ得る也○雁。宇とは伽藍の別名なり、其の所以は若し「釋氏要覽」によれば、寺の堂の檐が四方に垂れたる形が雁の羽の垂れたるに似たるが故なりと、若し「西域記」によれば某比丘が自が淨肉の求めに應じて自殺せし靈雁に報ゆる爲に建てたる雁塔の故事に由るといふ○鷺。王とは佛の異稱なり手足の網縵なること白鵝の如きをいふ三十二相の中の一相なり「涅槃經」に佛宿世に布施愛語利行同事の四攝法を以て衆生を愛敬攝取したまふ此善因に酬ひて指の網縵常人に異なりて白鵝の如くなるを得たる旨説きたまへり。鵝とは、野に在るを雁といひ家に在るを鵝といふ、和名アヒルなり、網縵とは其指の間の合縵俗に水距をいふ○如法。經とは法華經の書寫をいふ、初め慈覺法華を書寫し四種三昧を修し其を小塔に藏め一庵を結んで如法堂と名く、今の比叡山の首楞嚴院是なり、天下後世之に則りて法華を書寫するを如法經と稱せり、大師より然公に至り殆ど四百年、故に四百餘回の如法經といへり。然るに此法華の如法經を改めて淨土三部の如法經を始めしは、後白河法皇の十三年御忌、蓮華王院にして淨土三部を書寫せられて追福作善に擬せられ、其式一に法華のそれに准ぜられたるに始まりしといふ○天台。大師講とは、大師の御入滅會にて毎年十一月廿四日に當る。

〔通解〕 而るに世は末になり、諸人は法華涅槃の金言を守らずして正法の行者たる天台傳教等の諸聖の大恩を忘却し、剩さへ法然が選擇集の邪法に誑惑されて彌々愚痴の迷信を増長す。されば法然の遺體を慕ふて之を木像畫像に表はし、或は其妄説を信賴して似て非なる邪教を木に彫り、以て之を國內都鄙に宣傳し、日本國人の信仰する所は法然が宗教にして其布施する所は亦偏に法然が弟子門流ばかり也。

如此法然の淨土宗が日本の教界思想界に非常に盛大になり従て横暴を極める様になり。遂には勿體なくも娑婆有縁の釋尊の手指を切て他方無縁の彌陀の印相に改め、或は日本法華の開山たる傳教付囑の樂師如來の本堂を替て亦彌陀如來の道場となし(是破佛)、或は慈覺大師以來四百餘年の歴史ある法華の如法經をば淨土三部經に變更し(是破法)、或は唐土隋の開皇より以來萬代不易の大師講を廢して法然の偏依する善導の命日と爲す(是破僧)。如是不届至極の謗法行爲は實に擧ぐるに違なき所なり、是誠に我等が信奉すべき佛法僧三寶を破壊する大怨敵に非ずして何ぞや。詮する所如此邪義惡行は固より法然の作りたる選擇集の邪法の教ゆる所なりと也。

〔科文〕 後、悲歎(一九二頁來)

嗟呼^ア悲哉^{カナシイカナ}、背^ク如來^ニ誠諦^ニ之^ヲ禁言^ニ、哀^ニ矣^ニ、隨^フ愚侶^ニ迷惑^ニ之^ヲ麁語^ニ。

〔通解〕 嗟呼、此の如く法然の弟子檀那等が、如來誠諦の禁言に背いて一乘法華の大乗を捨て、

愚侶法然迷惑の麁語に隨つて淨土宗を取ることは、實に悲しくも亦哀れなることなりと也。

〔科文〕 五、勸^ニ寛急^ニ禁^ニ謗法者^ニ(一六四頁來)

早思^ク天下^ニ之^ヲ靜謐^ニ者^ヲ、須^ス斷^ス國中^ニ之^ヲ謗法^ニ矣^ニ。

〔通解〕 これ攘災の方術を明す段の結文なり。謂く汝等が希望の如く早く天下の安穩靜謐を思はば、須く先づ災難の根本原因にして而も今や全國に彌漫する法然『選擇集』の大謗法を斷除せざるべからずと也。

〔大意〕 要するに此第七段攘災の方術を明す下の大意は、客は災難對治天下太平の方術を問ひ、主人は法華涅槃等の經文を引て、謗法者と邪法の宗教とを嚴重に禁斷するを以て、攘災治國の要術と答ふる也。

〔科文〕 第八、明^ニ禁斷謗法術^ニ(一四頁來)又二。初、客問、(后、主人曰客の下主答)又四。一、述^ニ殺害之非^ニ。

客曰若斷謗法之輩若絕佛禁之違者如彼經文可行斬罪歟若然者殺害相加罪業何為哉

【通解】 此より大段第八、謗法退治の方法を示す也。其中初に客の問にして先づ殺人の非を述ぶる也。謂く佛の禁誡に違背せる謗法の僧侶を斷絶せんには、涅槃經の文の如く皆斬罪に行ふて其生命を斷つべきにあるか、若し然らば佛戒として第一に嚴誡せらるる殺生罪を犯すにして大なる罪業を造ることにはならざるかと也。

【科文】 二、引經文證(一九七頁來)。

則大集經云。剃頭著袈裟持戒及毀戒天人可供養彼則為供養我。是我子。若有過打彼則為打我子。若罵辱彼則為毀辱我。料知不論善惡無擇是非於為僧侶可展供養何打辱其子忝悲哀其父

【廣本】

若罵辱彼則為毀辱我。と料知との間、左の經文あり。

仁王經云、大王、法末世時、乃至、非法非律繫縛比丘如獄囚法、乃至、諸小國王自作此罪破國因緣、身自受之。

又大集經云、佛言大梵、我今為汝且略說之。若有レ人於テ萬億佛所ニ出ニ其身血、於テ意云何、是人得レ罪率爲レ多不。大梵王言人但出一佛身血、而得無間罪、尙多無量、不可數。墮於阿鼻大地獄中、何況具出萬億諸佛身血者也。終無有能廣說。彼人罪業果報、唯除如來。佛言大梵、若有戍惱亂罵辱打縛、爲我剃除鬚髮、著袈裟、片不受禁戒、受而犯者、得罪多。彼。

又云、刹利國王及以諸隨事者、乃至、於我法中而出家者、作大殺生大偷盜大非梵行大妄語及餘不善、如是等類、乃至、若鞭打者理不應、又不應口業罵辱、一切不應加其身罪。若放逸法、乃至、必定歸趣阿鼻地獄。

又云、當來之世有惡衆生、於三寶中少作善業、若行布施、若復持戒修諸禪定、以其如是、少許善根、作諸國王、愚癡無智、無有慙愧、橋慢熾盛、憍恣、不觀下後世、可怖畏、事、彼等惱亂我諸所有聲聞弟子、打縛罵辱、乃至、墮在阿鼻等、云云。(三六六)

〔通解〕 設ひ謗者たりとも、僧侶を殺害するは、非常なる罪となるべし。されば「大集月藏經」法滅盡品に教へて言く、荷も頭を剃り袈裟を著せる僧侶は其持戒と破戒とを論ぜず、天も人も彼の僧を供養し尊敬すべし、开は則ち我れ(佛)を供養し尊敬することになるべし、何となれば彼僧侶は別して我が遺教を宣傳する弟子なるが故也。然るに若し之に反して彼僧侶を打擲することあれば則ち我(佛)子を打つことになり、又彼僧侶を語り辱しめば則ち我身を毀り辱しむることになるべしと誡められたり。由是觀之凡そ僧侶に對しては、其持戒破戒善惡是非を論ぜず、皆供養尊敬を爲さざるべからず。されば如何に謗法者たりとも、佛の子たる僧侶を打ち辱しめて、勿體なくも其父なる佛を悲哀せしめて可ならんやと也。

〔科文〕 三、現證(一九七頁來)

彼竹杖之害^{セシヤヲモクレンソツツヤ}、目連尊者^{ムケンノ}也、永沈^{ムケンノ}無間之底^{ダイバダツダ}。提婆達多之殺^{コロセシヤ}、蓮華比丘尼也、久咽^{クムセブ}阿鼻之焰^{ホノホニ}。先證^{センシヨコレアキラカナリコウコン}斯明^モ、後昆最恐^モ。

〔文釋〕 此は破僧罪の最も恐るべきことを歴史的事實を舉げて證明する也○竹杖目連のことは

『增一阿含經』の第十八十三丁等に出づ。其意は嘗て舍利弗目連同道にて王舍城に入らんとする途中に於て猛獍武斷的なる竹杖外道(又は執杖外道ともいふ)に逢ふ、外道此二人を見て曰く、これ瞿曇の弟子なり、我等汝等に問はん。汝等の答若し我等の意に適はされば則ち撲殺すべしと。外道先づ舍利弗に問ふ、舍利弗はただ難解の偈を説て過ぐ、外道我を賛むると思ふて之を拒まず。後に目連に問ふ、答て云く眞の沙門は佛教の中にあり、汝等は偽善者のみ、吾れ嘗て地獄に入り汝等が師の大地獄の中に墮て口舌の上を無量のスキクワを以て田地の如く耕さるる苦みを目撃せしと、外道目連の師徒を罵辱するの猛烈なるに奮慨し大舉して目連を亂打撲殺し其身體をウチワラの如く打ち摧きたり。舍利弗目連の來るの甚だ遲きを以て立還て此兇變を視、目連に問て云く、汝は常に神通第一を以て稱せらる何ぞ神通を以て此難を免れざるやと、目連徹に答て曰く、我に宿罪あり定業を如何せん、其時我尙神の字さへも思ひ出さず況や通を現することと思もよらずと云て入滅せり。而して竹杖外道は此殺阿羅漢罪によつて永く無間に沈みし也。蓋し目連は法華授記品にして多摩羅拔旃檀香如來の記別を受けば如此横難に逢ふことなきならんも衆生に定業の免れ難きを示さんが爲の方便示現なること、例せば釋尊の九横の大難の如くなるべきか。又別五時よりせば法華

の前の阿含に如此説ある筈なし、しかもこれあるは蓋し後分（法華後）の阿含なるべし。

○提婆達多蓮華比丘尼のことは『摩訶摩耶經』に出づ。謂く提婆初め阿闍世太子に勸めて曰く、人の命は無常なり、若し父王頻婆沙羅久しく王位に在りたまはば、太子は東宮を以て終らん、太子は早く父王を弑して新王となれ、吾亦釋迦を殺して新佛とならんと。太子則ち父王を殺して王位に就く、後惡病を感じ、耆婆大臣等の諫めを容れ、佛に歸し先非を悔い改めぬ。一日提婆王舍城に來りて王に見參し供養を受けんとす、王怒て曰く我れ彼の爲に欺かれて父を殺し佛に敵し萬代ぬぐうべからざる大罪を犯す、提婆の名を聞くも忌まし況や目に見んや何況や供養すべけんや、早く逐出せよと、時に提婆門内に入れざるを奮慨して眼を瞋し齒をかみて門外に立つ、時に蓮華比丘尼は王宮より出で提婆を叱責して曰く、汝は佛の肉縁にして却て佛に敵對し暴惡至らざるなし其罪實に恕すべからずと。提婆先に王に逐はれ更に又此比丘尼に辱しめられ、瞋恚の炎其極に達し、乃ち拳を擧げて蓮華比丘尼を打殺す、此時王舍城門前の大地俄に裂けて提婆は生ながら墮獄したる也○後昆とは後世のこと○禁言とは今客の引ける『大集經』の文也。

〔通解〕 大集經に言へる如く破僧罪は實に重し。之を印度佛教史に徴せんか、彼の竹杖外道が比

尼目連尊者を害し、提婆達多が比丘尼蓮華を殺せしや、竝に無間阿鼻の焰に咽べり、これ歴史上明かなる事實にして以て後世の者の最も反省し恐怖すべきことなりと也。

〔科文〕 四、詰問（一九七頁來）

似^{テイマシムルニ}誠^ニ謗^ニ法^ヲ、既^ニ破^ニ禁^ニ言^ヲ、此^{コト}事^シ難^シ信^ツ如何^ニ得^ル意^ヤ。

〔通解〕 破僧罪は文證現證誠に恐るべく慎むべし。然るに主人の言の如くなるときは、一面涅槃經に依りて謗法者を禁斷するに似たれども、他面に於て大集經の佛禁を破ることにならずや、涅槃經と大集經との間に矛盾は無きや、さても禁斷謗法のこととは容易に信じかたく亦斷行し難し、此疑問如何が解決して然るべきや、重ねて示教を被りたしと也。

〔科文〕 后、主答（一九七頁來）、又三。初、論^ニ客^ノ未^レ解^ル。

主人曰^ク。客^ノ明^ク見^ル經^ノ文^ヲ猶^モ成^ス斯^ノ言^ヲ、心^ノ不^レ及^ズ歟、理^ノ不^レ通^ズ歟。

〔科文〕 次、會^ニ通^ス大^ニ集^ヲ。

全非禁佛子、唯偏惡謗法也。

〔廣本〕 此下「汝上所引經文、專持戒正見、破戒無戒正見者也。今所惡、持戒邪見、破戒邪見、無戒惡見者也」(三六七)の語あり。

〔文釋〕 此下は第八段主人の答辯にして先づ客の未了解を諭し、次に大集經を會通する也○曰く客は、明に予が前段に示したる涅槃經の文を見て、猶如此疑問寧ろ反詰を爲すは、果して客の心が不明にして經文の意が不了解なるか、將經文及び予の論理が難解にして汝の心に徹底せざるか。全く「涅槃經」では「大集經」の所謂佛子を禁するにあらずして、唯偏に謗法の比丘を惡むなり、

〔通解〕 設ひ破戒の比丘なれども謗法者にあらざれば佛子なり、謗法の惡比丘は設ひ持戒なるも佛法の根本生命を破壊するものなれば佛子に非ず、佛法の内に於て佛法を破る者何ぞ佛子と名けりや、然らば破戒の比丘は戒律闕けたりと雖も佛法の精神を破らず佛子の名を得る也、謗法の惡比丘は佛法の精神を破る人なれば佛の敵とはいへ佛子とは言はず、されば涅槃經に禁斷する所は全くこの謗法の惡比丘等にして決して佛子を禁するに非ず、又大集經破僧すべからずといへる僧は

謗法ならざる即ち持戒破戒の佛子を指したるなれば、涅槃經と大集經と其附文は一往矛盾せるが如き觀あるも文意は決して相違せざる也。且夫れ大集經にも謗法の惡比丘に於ては災難の源因として斥へり、即ち第二段所引の「大集經云佛法實隱沒鬚髮爪皆長……如是不善業惡王惡比丘毀壞我正法損滅天人道」(四七頁出)等といへる是也。又「涅槃經」も亦謗法無きときは通途の戒律の持犯を簡ずして供施を爲すを聽す、即ち大家所問品に「唯除如此一闍提輩施其餘者一切讚歎」(一五六頁出)といへる是也。されば客の疑問詰難は遠くは涅槃經の文を解せず、近くは大集經の理をも了せざる愚問愚難となるなり。故に本文の如く諭したまへる也。

〔科文〕 後、正示禁斷方術(二〇三頁來)又二。初、禁遏供施以換斷命聖制

夫釋迦之以前佛教者雖斬其罪、能仁之以後經說者則止其施。

〔廣本〕 此下左の語あり

此又一途也。月氏國之戒日大王聖人也、罰其上首誠五天之餘黨、尸那國之宣宗皇帝賢王也、誅道士十二人止九州佛敵。彼外道也道士也、其罪是輕。是內道也佛弟子也、其罪最重、速行重科。(三六七)

〔科文〕 后、結示（二〇五頁來）

然則四海萬邦一切四衆、不施其惡、皆歸此善、何難並起、何災競來矣。

此より正しく禁斷謗法の方術を示す也○釋迦能仁とは、釋迦は梵語能仁と翻す、今梵漢前後して唯文章を綺ひたまふのみ。因に釋迦を能仁と翻す是姓なり。牟尼を寂默と譯す是は名なり。佛を覺者と譯す是は尊稱なり。此聖は慈悲廣大にして能く衆生を利益したまふが故に能仁と稱し、智慧甚深にして能く眞理に冥契したまふ故に寂默と號し、一切の煩惱を解脱して無上の覺を得たまふ大聖哲なるが故に覺といふ也○佛敎といひ經說といふは「涅槃經」を指す○以前とは今佛の以前の事にて即ち聖行品及梵行品に説ける仙豫王等の謗法斬首の事蹟を指す也○以後とは今佛以後の説にて金剛身品に説ける佛告迦葉菩薩……雖持刀杖不應斷命の語及び大衆所問品に於ける純陀が問に答て闡提の布施を禁すと説くを指す也。

〔通解〕

抑々釋尊往昔の事蹟を示したまふ場合には、佛自ら國王と生れて菩薩道を修行せられし

時は謗者の首を斬りたることありしを説きたまひしも、今佛以後の爲めの垂誡としては、唯其布施を止めて斷命は之を制したまひぬ。而るに其謗者に布施を止めたまふは即ち是其斷命へ代へ給ふ也。何となれば施食施財は是其身命を保持長養する者なればなり。然れば則ち天下の比丘比丘尼優婆塞優婆夷等能く佛の遺誡に耳を傾け謗法の惡人に布施することを止めて正法の善人に歸依せば、何なる災難が並び起り競ひ來ることあらんと也。所謂日蓮聖人日蓮宗の不受不施主義の不施の主張の典據は即ち是也。

然るに佛法の破立は三世俱に同一なるべし、何ぞ佛前佛後によつて相違あるやといふに、この會通に於ては異説あらんも、要するに之には大に二義あるべし、一義には時機の平峻によつて折伏に緩嚴ありといふに歸すべし。故に本論には涅槃經の數節を引きて昔の佛法としては斷命の嚴法を示し、今の佛法としては不斷命の緩法を教へたまふも、恐くは是れ一往の義にして再往の實義としては今昔俱に平峻緩嚴あるべし。而も末法當代の治法としては不斷命不施の緩法を採りたまひし所以は且く日本國の時機に應じたまふ所以なるべし。然れども全く斷命の嚴法無きにあらず、佐渡後の著書「撰時鈔」に諸宗の塔寺を燒拂ひ謗法僧の頸を山井の濱にて切らずば此國亡ぶべしと

の激語是なり。然るに本論には一言もこの嚴重方面を漏したまはざるは、天下諫言といふも是尙第一次の序分にして所謂佐前方便の邊あるが爲め之を秘したまひしによるなるべし。但し一義には斷除命根は、國王菩薩の能く行ふ所にして一般民衆の輒く爲す所にあらず、本經竝に今書は佛前の時は且く王者に約し、佛後の時は且く民衆に約するか。然るに此書の所對は、一往王者の主權を實行する北條時頼なるも、再往は時頼を通して一般國民に教化を垂るゝにあり、故に一般謗法禁斷の方法として斷命を勧めたまはずして禁施を教へたまふなり、そは今の結示の文に四海萬邦一切四衆不施其惡と書きたまひて四海萬邦一切國王等と記したまはざるによつて知るべし。

然るに『健鈔』竝に達師『講義』等には、過去の仙豫國王の時は、正法の上代にして善多惡少なれば一殺多生なるべし、今末法は之に反すれば多殺一生なるべからず、譬へば白髮少き時は抜くべきも多き時は抜く能はざるが如しと、これ蓋し一義なるべきか。

又『新註』者は此下に於て大に「命根斷不論」を爲せり、往て見よ、但し本講義には前段主答の下の金剛身品引文の下に大略辨じたるが如し。

〔大意〕 要するに此第八段謗法退治の方法を示す下の大意は、客は謗者を禁斷するは殺生罪を犯

すの嫌あることを難じ、主人は謗法を禁じ供施を止むるを以て斷命に代ふる旨を辯じたまふ也。

〔科文〕 第九、急催對治正論立正安國（一四頁來）、又二。初、旅資領解（后、主人悦曰の下、主人催促對治）又二。初、領主人之教。

客則避席刷襟曰。佛教斯區旨趣難窮、不審多端理非不明。但法然聖人選擇現在也、以諸佛諸經諸菩薩諸天等載捨閑閣拋其文顯然也。因茲聖人去國善神捨所、天下飢渴世上疫病。今主人廣引經文明示理非、故妄執既翻耳目數朗。

〔廣本〕 諸佛諸經の下に「法華經教主釋尊」の語あり。又諸菩薩諸天の下に「天照太神正八幡」の語あり。又捨閑閣拋の下に「之惡言」（三六七）の語あり。

〔通解〕 前段に於ける主人の答辨道理文證現證善盡し美盡して其義顯然たり、故に客人は深く主人の教に信伏し全く前非を悔ひて衣紋を搔ひ刷ひて行儀を正し、一段後に退却し特に敬意を表し

て曰く、佛教は廣大にして五千七千の經卷八萬四千の法門あり大小顯密權實區々にして凡智之を測るに指歸窮め難く、八宗九宗の教義申論乙駁不審多端にして合理非合理容易に分明ならず。但し法然上人の選擇は今現に親く目撃する所にして、權假三部の門を開いて法華眞實の門を閉じ、他方無縁の彌陀を信仰して此土有縁の釋尊乃至一切の諸佛諸菩薩諸神等を抛ち、三國の聖僧を群賊として捨て閑き、偏に曇道善慧の四師を正師として取り尊ぶ、其迷信邪法の文は『選擇集』の上に明白たり。而してこの選擇の邪法によつて顯界救世の聖人哲人は此國家を捨て去り、幽界護國の諸天善神は亦地上を離れて上天す。其際に乗じて惡魔外道侵入し、天下飢渴に苦み世間疫病に惱む由は今主人が廣く四經乃至法華涅槃等の經文を引て明白に道理を説示されしに依て、先に漫りに法然上人を仰ぎ『選擇集』を信じたる妄執も既に翻れり、法の邪正を聞分け人の善惡を見分くる耳も目も粗明かになれりと也。

〔科文〕 后、隨順其教（二〇九頁來）。

所詮、國土泰平天下安穩自一人至萬民所好也所樂也、早止一闡

提之施永致衆僧尼之供、收佛海之白浪、截法山之綠林、世成義農之世國爲唐虞之國、然後斟酌法水淺深、崇重佛家棟梁矣。

〔廣本〕 法水の二字「顯密」とあり。又淺深の下に「分別眞言法華勝劣」の語あり。又佛家棟梁の下に「開發一乘之元意」（三六八）の語あり。

〔文釋〕 此れ客前々段の「早思天下之靜謐」者須斷國中之謗法、並に前段の「不施其惡、皆歸此善、何難並起何災競來」の主教に應ずる也。○衆僧尼とは一闡提謗法ならざる衆僧尼をいふ。○佛海法山とは諸大乘經及諸佛菩薩の深廣尊高なるに譬ふる也。○白浪綠林は共に盜賊の異稱にして法然選擇の師徒を譬へたる也。白浪とは即ち白波の事にして賊の住所なり、後漢書の董卓の傳に云く、初め靈帝の末に黃巾の餘黨郭太等復西河の白波谷より起り轉じて太原に寇す、遂に河東を破り百姓三輔の地に流轉す、號して白波の賊となす、衆十萬餘、董卓、中郎將の牛輔を遣して之を撃たしむと、是より白波を以て盜賊の異稱とす、俗に白波五人男女白波といへり。蓋し處を以て人に名けし也、但し波と浪とは通ず。綠林は盜賊の籠れる山の名なり。即ち前漢の末に賊の黨を結ぶ者八

千、綠林山に聚る、焚崇なるもの王莽を攻むるとき賊徒王氏に與して三萬人に至りしが、王莽が兵に濫するを忌んで皆其眉を赤く染めて之を分ち之を赤眉の賊といふ、後漢の光武帝其臣馮異を遣して之を討伐す、是よりして綠林を盜賊の異名となす、これ亦處を擧げて人に名くる也。法然身一佛の化境に生れて翻て他佛を尊び、法華經王を棄て、淨土民經に就き、剩へ三國聖僧を以て群賊と詈る、實に佛法の賊にあらずして何ぞや。○義農とは伏羲神農の二王なり。唐虞は唐の堯帝虞の舜帝なり、この四王は並に支那古代の聖人にして其治世の國家は所謂吹く風も枝を鳴さず雨壤を碎かず、夜戸を閉さず路に遺ちたるを拾はざる程の大平無事の模範的社會なりしことは支那史によつて皆人の識れる所なり、詳細は支那史を見よ○斟酌とは取りはかり其善きものを行ふをいふ○法水等とは、水能く垢を淨め又能く渴を防ぐ、如來の聖教能く煩惱の垢を淨め又業火の焔を消す、故に法譬並に擧げて法水といふ『無量義經』に江河井池溪渠海の七水を擧げて教法の淺深に譬へ、藥王品に諸水の中に海を第一と爲す此經亦然り諸佛經中に最もこれ深大となすといへる是也。

〔通解〕

法然の選擇が根本原因となりて國家に種々なる不祥の災難が起るといふことは最早疑ふ

べき餘地なし。詮する所天下泰平國土安穩は上一人より下萬民に至るまで希望する所なり、然れば則ち早く闡提謗法に布施するを止めて正法を信する僧尼に供養を致すべし。斯くして佛法の怨敵を捕へて其邪命を截つに至らば、世は無爲にして化すること恰も伏羲神農の時代の如くなり、國は大平にして邪誑の聲を聞かざること例せば唐虞堯舜の時の如くなるべし。斯くして後に徐々として更に佛法の淺深各宗の勝劣を比較研究して、佛教の棟梁ともいふべき最勝の佛法を崇め最善の行者を重んぜんと也。

〔科文〕

后、主人催_ニ促_ニ對_ニ治_一（二〇九頁來）、又二。初、歎_ニ歸_ニ伏_一。

主人悅曰。鳩化爲鷹雀變爲蛤。悅哉、汝交蘭室之友成麻畝之性。誠顧其難專信其言、風和浪靜不日豐年耳。

〔文釋〕

此の下主人が謗法對治を客に催促して正しく立正安國を明す中、今は先づ客の正法に歸伏するを讚歎する所也○鳩化等とは『禮記』に「仲春（二）鷹化爲鳩、仲秋（八）鳩化爲鷹、季秋（九）雀入大水爲蛤」等といへり、今借て以て變化の義に喩へたまふなり○蘭室之友とは蘭の

如き清らかな善き香がする友といふことにて即ち松葉谷の主人日蓮法師を指すなり○麻畝之性とは、荀子に蓬麻の中に生ずれば扶けされども自ら直しといへり、以て迷者正士の室に入つて自ら性分の端正になりしに譬ふるなり。

〔通解〕 旅客が以上洵々たる主人の教訓によつて既に正法に歸伏せるを以て主人悦んで曰く、汝法然の信仰を改めて日蓮の信仰に入る、恰も鳩化して鷹と爲り雀變じて蛤と爲るが如し。實に悦しきかな、汝正義の善友と交つて蓬の如き曲情を改め麻の如き正しき性分となりしことよ。誠に世間の災難を願慮し偏に我言を信せば、風和らぎ浪靜に天下大平にして日ならずして豊年ならんのみと也。

〔科文〕 后、正催促（二一三頁來）、又三、初標ニ二世除禍

但人心者隨時而移、物性者依境而改、譬猶水中之月動波陣前之軍靡劍、汝當座雖信後定永忘、若欲先安國土而祈現當者、速廻情慮急加對治。

〔通解〕 此下正しく對治を催促する下、先づ現當二世の災禍を除くことを標示する也。謂く正義に歸伏するに依つて國土安穩ならんことは疑なしと雖も、但人の心は時機に隨つて移り變り、物の性質は境遇に依つて改り變るなり。譬へば水中の月影が波のまにまに動搖し、戰鬪に立つ軍隊が強き敵及の爲めに靡き退くが如し。汝此座にては予が言を信すと雖も一度戶外に出づれば先入の信仰の爲に又は外界の惡誘の爲に定て永く捨邪歸正謗法退治の大義を忘却せん。若如此ならば折角の教訓も詮なく折角の改心も無駄なり、然れば則ち先づ國土を安泰にして現世安穩後生善處を祈んと欲せば今の心機一轉の冷却さざる間に迅速に情慮思想を廻らして急ひで謗法に對して退治折伏を加へざるべからずと也。

〔科文〕 次、釋（二一四頁來）又二、初、現世。

所以者何。藥師經七難內五難忽起、一難猶殘、所以他國侵逼難自界叛逆難也。大集經三災內二災早顯、一災未起、所以兵革災也。金光明經內種種災過一一雖起、他方怨賊侵掠、國內此災未露、此難未來。

仁王經七難内、六難今盛、一難未現、所以四方賊來侵國難也。加之國土亂時先鬼神亂、鬼神亂故萬民亂。今就此文具案事情、百鬼早亂萬民多亡、先難是明、後災何疑。若所殘之難、依惡法之科、並起競來者其時何爲哉。帝王者基國家而治天下、人臣者領田園而保世上、而地方賊來而侵逼其國、自界叛逆而掠領其地、豈不驚哉。豈不駭哉。失國滅家何所遁世。汝須思一身之安堵者、先禱四表之靜謐者歟。

〔通解〕 此下は急で謗法を退治し現當二世の災禍を攘ふべき所以を解釋したまふ中今は先づ現世の攘災を釋したまふ也。謂く何故に先づ國土安穩を祈んには速に謗法對治を斷行せざるべからずやといふに、既に第二段に引證せる。『藥師經』に記せる七難の内五難既に起つて二難は猶殘れり、それは他國侵逼難と自界叛逆難なり。又『大集經』に記せる三災の内穀貴疫病の二災早く顯れ一

災未だ起らず、それは兵革の災なり。又『金光明經』に記せる種々の災難一一起ると雖も、未だ露れ來らざるは他方の怨賊國內を侵掠する難なり。又『仁王經』に記せる七難の内六難今盛にして一難のみ未だ現れず、それは四方賊來侵國の難なり。要するに現世國家の災難とは、上に引て示せる四經に説き給へる諸難の内未だ起ざるものはただ自叛他逼の二難のみ、然るに『仁王經』の「國土亂れ時は先づ鬼神亂る鬼神亂る」の文に就て是に打ち案するに今は早や百鬼も亂れ入て天變地天飢饉疫癘等の種々の障礙を作し、爲に萬民も多く死し亡びぬれば、此の己に起れる先難の明白たる事實に鑑みて當る起るべき後災を卜するに決して疑ふべき餘地なきを知るべし。而して若し殘れる所の内憂外患自叛他逼の二難が法然選擇迷信の邪法に依つて内外並び起り自他競ひ來ることあらば、其時は如何なる方法を構じ如何なる術策を回らすや。

抑々國王は國家を基本として天下を治め、人臣は田園を領して世上を保つものなり、而るに外國よりは賊來つて其國を侵略し、國內にては同胞兄弟互に鬪ぎて殺戮を擅まにせば、豈に驚き駭がずして可ならんや。若し國家を滅亡せしむれば國人將た何れの處にか世を遁れ生を安んぜんや。汝等國王國民よ、須く自己一人の安寧幸福を希望せば、先以て天下四方の靜謐安泰を禱るべきも

のか。然るに若し對治謗法緩漫なるときは二難障を回らさずして來るべしと也。

〔餘義〕 案するに聖日蓮安國論元寇豫言とは實に此一章にあれば我等は未萌を知る大聖人の偉大に感激せざるべからず。其豫言の中の事を一言せば、文應元年七月十六日「安國論」を作りて北條時頼を諫む、時頼之を容れず、翌弘長元年諸宗の讒言に由て伊豆に流す、同三年時頼卅七歳にして歿す、文永元年慧星出で一天に亘る、同三年將軍宗尊親王密に執權北條時宗を亡さんとす、事顯れて北條一門の名士多く死す、これ第一の自界叛逆難にして、文應元年を距る七年なり。文永五年後の正月蒙古書を寄せて我國を窺ふ、十月聖人書を裁して官並に諸大寺を警め宗教の邪正を公場に決せんことを促す、所謂「十通御書」是なり、安國論の他國侵逼難九年にして適中すとは是なり。文永八年九月十二日官更に諸宗の讒訴を容れ、聖人を松葉谷の庵室に捕へ、龍の口に斬らんとす、天怪ありて果さず、止むを得ずして之を佐渡に流す。同十一年蒙古の軍兵數十艘の船に乗じて登岐對島に押寄せ博多の武士百性夥く死す、これ正しく元寇豫言の實現なり。これより先き文永九年時宗の兄北條時輔京都六波羅南方に於て叛く、時宗六波羅の北方北條義宗に命じて時輔を討亡す鎌倉に於ても共同類北條公時及教時等を殺す、是を二月騷動と云ふ、是れ一門同士討の内亂にして

第二の自界叛逆難なり。文永十一年聖人赦免を得て佐渡より鎌倉へ歸り玉ふ、同年四月八日執權時宗平左衛門頼綱をして聖人に質す、蒙古は何日頃寄すべきと、聖人答へて云く、經文には月日を指定せざるも天の御氣色怒少からざれば急に見へるべし、よも今年を過ぐべからずと、果して其言の如く其年十月五日蒙古大舉して襲來す、前に記するが如し。更に弘安三年五月蒙古は更に復大舉して我國を併呑せんとす、幸に聖人身延に於ける敵國降伏の祈禱は忽ち伊勢の神風を起して數萬の敵兵數千の敵艦をして全滅せしむ、生還するもの僅に數人なりといふ、これ時弘安三年八月一日なり。是實に他國侵逼難の第三なり。嗟先難是明後災何疑の此書の豫言恰も符契を合するが如し。眞に兼知來萌の大聖人に非ずんば豈に如是不思議の事あらんや。說者聖人の一代を劃して云く、安國論に事起り、龍の口に事顯れ、蒙古退治に事畢ると、豈に一理なしとせんや。

〔科文〕 后、釋當來(二一五頁來)、又三。初、正釋

就^{ナカ}中^ク人之^{ヒト}在^ル世^ニ各^ニ恐^ル後^シ生^ク是以^テ信^ズ邪^ニ教^ヲ或^ハ貴^ム謗^フ法^ヲ各^ト雖^モ惡^シ迷^ル是^レ非^ニ而^モ猶^モ哀^ム歸^ス佛^ニ法^ヲ何^レ同^ク以^テ信^ズ心^ノ力^ヲ妄^ニ宗^ヲ邪^ニ議^ス之^ヲ詞^ト哉^ヤ若^シ執^シ心^ヲ不^レ

翻、亦曲意猶存、早辭有爲之鄉必墮無間之獄。

〔文釋〕 此よりは二世の禍を除くの説明中未來の問題を議したまふ也。○有爲之郷とは娑婆世界のことなり、『俱舍論』に云く「爲者作也、此有爲法衆緣造作、故名爲、有、彼爲一名、有爲」と、即ち娑婆三界の法は皆是因縁の寄合にて成立たる者なれば一も常住なるものあることなし、之を譬へば夢幻の如く影の如く又泡の如し、故に有爲とも亦は無常ともいふ、蓋し是姑く世相に従ふの語のみ。

〔通解〕 現世の災難未來の墮獄何れも恐るべしと雖も、中にも未來永久を以て最も大事とし恐るべしとなす。されば人々の現世に在るや各後生を恐れざるはなし、この後生の一大事の爲め、知らぬこととはいひながら、或は邪教を信じて墮獄を免れんと欲し、或は謗法を貴んで佛果を期せんと欲しぬ。其佛法の是非に迷ふは是惡らしく不届千萬なりと雖も、猶外道を信ぜずして佛法に歸依するは哀れ勝なりと謂つべし。然るに同じく佛法信心の力を以てせば何ぞ妄りに法然の選擇集の如き邪義謗法の教を宗んで可ならんや。然るに若し汝邪教に對する執着心翻らず、亦曲れる謗法の意猶存せば、現在天壽をも全ふせずして早く此世を辭し去り、後生は必ず無間地獄に

墮して現世に勝る大苦を受けん、其證據は次に經文を引て示すが如しと也。

〔科文〕 次、引證（二一九頁來）。

所以者何。大集經云、若有國王於無量世修施戒慧見我法滅捨不擁護如是所種無量善根悉皆滅失乃至其王不久當遇重病壽終之後生大地獄如王夫人太子大臣城主柱帥郡主宰官亦復如是。

〔通解〕 以下廣く四經を引て謗法墮獄を證し給ふ中、今は初に大集經護法品の文を引く也。然るに此文前の第二段災難の經證を擧ぐ下（五九頁）に已に之を引けり、今復重ねて引きたまふものは、蓋前は以て善神謗法を惡んで上天し國家將に喪びんとすることを證し、今は以て謗法墮獄を證したまふ也。要するに前は現世問題に關して之を引き、今は未來問題に對して之を出したまふ也。故に今は現世亡國の文を省略して乃至と書かれたり。文釋は前に講ずるが如し。

仁王經云。人壞佛法、無復孝子、六親不和、天神不祐、疾疫惡鬼日來侵害、災怪首尾連禍縱橫。死人地獄餓鬼畜生、若出為人兵奴果報。如響如影、如人夜書火滅、字存、三界果報亦復如是。

〔廣本〕 此下左の三經の文あり。

大品經云、破法業因緣集、故、無量百千萬億歲墮一大地獄中。是破法人輩、從大地獄至大地獄、若火劫起時、至他方大地獄中生。彼間、從大地獄至大地獄、乃至、如是過十方。乃至、重罪轉薄、或得人身、生盲人家、生旃陀羅家、生下除廁擔死人一種種下賤家。若無眼若一眼若眼瞎無舌無耳無手。大集經云、大王、於當來世、若有刹利婆羅門毗舍首陀、乃至、奪他所施、而彼愚人於現身中得二十種大惡果報。何者二十、一者諸天神皆悉遠離、四者恐懼惡人同共聚會、六者心狂癡亂恆多暴逆、十一者所愛之人悉皆離別、十五者所有財物五家分散、十六者常過重病、二十者常處糞穢、乃至、命終之後墮阿鼻地獄。又云、居在曠野無水之處、生便無限又無手足。四方熱風來觸其身、形體楚毒猶如劍切、宛轉在地、受

苦惱一如是百千種苦。然後命終生大海中、受完搗身。其形長大滿百由旬、然彼罪人所居之處、於其身外面、一由旬滿中熱水、然若融銅、運無量百千歲、飛禽走獸來食之。乃至、其罪漸薄、得出為人、生無佛國五濁利中、從生而盲、諸根不具、身形醜惡人不喜見。

六波羅密經云、今在地獄、現受衆苦、爲三十三火之所纏繞。有二火焰、從足而入徹頂而出。復有二焰、從頂而入通足而出。復有二焰、自背而入從胸而出。復有二焰、從胸而入自背而出。復有二焰、從左脇入穿右脇而出。復有二焰、從右脇入穿左脇而出。復有二焰、從首而纏下至於足。然此地獄諸衆生身、其形羸弱、如熱蘇、爲彼衆火交絡焚熱。其地獄火燒、人間火如燒、鬘華、無餘燼。〔自三六九至三七〇〕

〔通解〕

第二に仁王經囑累品の文を引て復現生不安次生墮惡三世受苦を明し給へる也。謂く若し人佛の正法を破壊せば又親としては孝子無く、又父母兄弟夫婦の六親が不和にして天祐も加らず、故に疾疫惡鬼(中山の御眞蹟に)日々に来つて家庭を侵害し、災害怪異が少きより老ふるに續き、間斷なき禍が縦には年々歳々打續き、横には家族親類處々方々に蔓延し。かくて謗法の大罪は現生に種々不祥の災難を受くるのみならず、死後の未來には更に地獄餓鬼畜生の三惡道に墮落して無量の重苦を招く也。又三惡道の罪滅して若し再び人界に生を受くることありとせば、常に壓制的に苦

役さるゝ雜兵奴隸等の如き惡果を感じ苦報を受くるべし。此の惡因惡果必然の原則を譬へんか。謗法の因は恰も體の如く音の如く、現生の不安は響の如く影の如し。又現生の惡因は夜字を書く如く、死は火の滅するが如し、現世の惡業は消えずして未來に二生三生の惡果苦報を受けるは火は消ゆるも字は存在するが如し。因みに次生の因果を順次生業といひ、三生已後の因果を順後業といふ也。

法華經第二云。若人不信毀謗此經乃至其人命終入阿鼻獄。又同第七卷不輕品云。千劫於阿鼻地獄受大苦惱。

〔廣本〕 法華經「妙法蓮華經」とあり。

又譯謗此經の下に「則斷一切世間佛種、或復疑覺、而懷疑惑、乃至、見下有讀誦書持經者、輕賤僧、而懷結恨、此人罪報、汝今復聽」の文あり。又乃至の字無し。又入阿鼻獄の下に「具足一劫劫盡更生、如是展轉至無數劫、乃至、於此死已更受蟒身、其形長大、五百由旬」の文あり。又、又、卷不輕品の語無く。又千劫の上に、「四衆之中有下生、瞋恚不淨者、上誑口罵詈言、是無智比丘、衆人或以杖木瓦石而打擲之」

の文あり。又文尾に「已」(三七)の字あり。

〔通解〕 此文第三に「法華經」譬喻品並に不輕品を引て亦謗法墮獄を證したまふ也。此文既に第四段(一一九頁)第七段(一八八頁)の下に出づ、今亦復重て之を擧ぐ、本論中三度此文を引用したまふは、嘗に此經文が謗法墮獄に適切なる文なるが故のみならず、法華經に背く謗法罪の最も深重なることを知らしめんが爲なり。然れども三所引用の意義自ら全同ならず、即ち初は壽經の唯除逆謗の文に對揚して法然の謗罪進退惟に谷て墮墜免れざるを明し、次は涅槃の謗法斬罪の文に應じて逆謗輕重の意を顯し、今は則ち直に謗法墮獄を示すが如し。要するに諸人をして深く謗法の重罪を恐れしめ改悔遷善を促すの大慈大悲の聖意に外ならず。讀者亦肝に銘すべき也。因に譬喻品謗法重罪の文に關して智度師の「東春」(第四卷)に次の語あり。「問何故謗經入無問答、一乘是極樂經、謗極妙法、故感極苦處、且謗尊人、故墮賤獸、謗平等慧經、故受愚獸報、執權謗實、故得一眼報、謗時生、曠故受蛇身、不對聞法、故受聾病、不修行法、故得無足、以慢心謗、故得矮陋、謗微妙法、故得醜報、謗正直經、故得背偈報、經備萬德、謗之、故得貧賤、謗無病經、故得多病」(略)と以て參すべき也。尙本文謗法墮獄の文釋に就ては前に(一一二頁)講ず

るが如し。

次に不輕品は「法華經」第七卷第二十品なり、文に「佛告グダマハク 得大勢ニ 威音王佛イフキョウ 像法ゾウホフ 四家、以テ 瞋オン 恚オン 意ニ 打ツ 擲ス 不輕菩薩フチケイハツサツ、是故ノニ 二百億劫、常不ニ 值フ 佛ニ 不レ 聞レ 法ヲ 不レ 見レ 僧ヲ、千劫於テ 阿鼻地獄アヒツジツク 受ニ 大苦惱ヲ 是也、文見易し。

涅槃經云、遠ニ 離ニ 善友ニ 不レ 聞レ 正法ニ 住ニ 惡法ニ 者、是因緣故沈没在於阿鼻地獄所受身形縱橫八萬四千ナラント

〔廣本〕 此文、次上の法華經第二云の前にあり。又涅槃經の上に「大」の字あり。

〔文釋〕 第四に「涅槃經」迦葉品の文を取意引用して亦謗法墮獄を證明したまふ也、南本は「會疏」第三十二卷三十六丁、北本は第三十五に出づ○沈没、中山本には沉ニ 没ト あり○一本には八萬四千の下に本經により由延の二字を加ふ。○善友とは善知識なり、之に三種あり、一に教授二に同行三に外護なり、我等が爲に善く巧みに正法を説ひて示教利喜せしむるは教授の善知識なり、止觀四に「善知識者是大因緣 所謂化導令得見佛」と云へる是也。我等と同じく共に佛道を行じ

更に相勵まし相扶け心を同ふし志を齊ふすること一車に乗るが如くするは是同行の善知識なり。我等が爲に衣食住等の物質的必用品を施與して乏しき所なからしめ以て佛道を行するに安からしむるは是同行の善知識也○阿鼻即ち無間に五義あり。一には趣果無間、趣果とは果に向ふことに墮獄すること、無間とは隔なきこと、諸の衆生男女長幼天龍神鬼等を隔つることなく、苟も罪業あるものは此中に落つ、故に趣果無間と名く。二には受苦無間、此中に落る者は劍山・刀樹・鐵湯・鐵炭・洋銅・鐵汁等を以て備に諸苦を受て休むことなし、故に受苦無間と名く。三には時節無間、諸の衆生の此中に在る者は、劫を経て苦を受るに時として歇むことなし、故に時節無間と名く。四には壽命無間、一度此獄に入れば初より百千萬劫に至るまで一日一夜に萬死萬生して苦を受ること間なし、故に壽命無間と名く。五には身形無間、此地獄は縱橫各八萬由旬なり（由延）此中に於て苦を受るに一人の身も中に滿ち多人の身も亦中に滿つ、故に身形無間と名くる也。又劫とは梵語長時間をいふ、劫に大中小の三あり、一増一減とて人壽八萬歳なる時百年毎に一歳宛を減じて遂に十歳に至るを一減とし、十歳より復百年毎に一歳宛を増して本の八萬歳に至るを一増とし之を一小劫と名く、又此の如く二十度増減するを一中劫と名け、更に八十度増

滅するを一大劫と名くるなり、此一大劫を四分して所謂成住壞空の四劫ある也。

〔通解〕 佛『涅槃經』に云く、親近すべき善知識を遠離し、従つて正法善教を聞かず邪教惡法に住せば、是の惡因縁の故に墮落して阿鼻地獄に入り、受る所の身體は縱横八萬四千由旬にして無限の苦痛を受くべしと也。

〔科文〕 三、教誡（二一九頁）

廣披衆經專重謗法悲哉、皆出正法之門而深入邪法之獄愚矣、
各懸惡教之綱而鎮纏謗教之網、此朦霧之迷沈彼盛焰之底、豈不
愁哉、豈不苦哉。

〔廣本〕 悲哉の下「日本國」の語あり。

〔通解〕 此は未來墮獄に關する主人の教訓誡告なり。謂く以上廣く四經の文を披き見るに、何れも皆専ら謗法罪の深重なることを説く。然るを世人之を知らずして皆法華正法の門を出でて而して深く邪法權教の獄屋に入ること、甚だ悲きことならずや。又法然選擇の邪綱に懸りて而して永

く謗法の網中に纏はれて出ることの能はざるは、特に愚かなることならずや。若し此朦昧たる迷霧を開かされば必ず焰々たる無間の底に沈むべし、若然れば豈に愁へずして可ならんや、豈に苦しくあらざんやと也。

〔科文〕 後、結ニ催促ニ正明ニ立正安國ヲ（二一四頁來）

汝早改信仰之寸心、速歸實乘之一善、然則三界皆佛國也、佛國其衰
哉、十方悉寶土也、寶土何壞哉。國無衰微、土無破壞、身是安全、
心是禪定。此詞此言可信可崇矣。

〔文釋〕 此段正しく立正安國の名義を陳べ以て謗法對治の催促を結す。蓋し本論正宗中の正宗にして又此段の結文なると同時に全編の結論ともいふべし。古來特に此文を選んで安國論の要文といふ、良に所以あるなり○汝とは別しては暗に旅客に擬せる天下の主權者北條時頼を指し、總じては末法萬年日本乃至全世界に於ける一切衆生に對して汝と宣ふ也。

○信仰とは、信念信心信等ともいひ、宇宙の絕對者（法又は人）に對し、之と一致合體せんとし又

は之に祈禱回向する我等の至誠の心根本の意識をいふ。○寸心とは、『列子』に「嘻吾見子之心矣、方寸之地虛矣」といひ、『文句補註』に「俗説人心之藏唯方一寸」とある如く、文は一寸四方の心といふことにして古の俗説に心の宿と傳へらるゝ心臓に因せて吾等の心を寸心と呼ばれしなるも、意は極少の精神即ち一念三千の一念のことなるべし。されば信仰之寸心とは一念の信仰ともいはるべき也。○實乘之一善とは、實乘は眞實の乗物の義にして、一切衆生を載せて至善至樂の佛境界に運ぶべき法華經を指して實乘といふ。而してこの法華實乘は、眞に人々をして、現世安穩後生善處の大理想を實現せしむる、唯一根本の大善なるが故に一善といふ。詮する所法華經を以て實乘の一善といふ也、蓋し實乘の一善とは權乘の多惡に對するなり。權乘とは、權假方便の教法にして、成佛の實義無き法華以外の諸教をいふ所謂華嚴阿含方等般若爾前四十餘年の諸經乃至世間の外道異學をいふ。如此權乘の教は多數にして、法華の一善に對すれば、却て邪惡となるが故に多惡といふ。而して實乘の一善たる法華は、佛の眞精神を説き、衆生を佛となす唯一の乗物なるが故に亦佛乘ともいふ。『法華玄義釋義』(卷一)に「佛乘者即是今典(法)永異餘經、不同三五七九等乘、仍開會之使歸乎一極、故云佛乘」といひ。『摩訶止觀』第二に「大經云自此前我等皆

名邪見人也、邪豈非惡、唯圓法名爲善」といふは是也。されば今一善多惡の善惡相對は世間の淺義に非ずして、出世間の深義による善惡相對なり。要するに實乘とは佛乘なり、佛乘とは實教なり、實教とは法華經なり、法華經とは一乘なり一善なり。然るに法華經に一部八卷二十八品あり、其肝要は本門壽量品の三大秘法事の一念三千是好良藥の南無妙法蓮華經なり。されば實乘の一善とは、一往附文の上は法華一部なりと雖も、再往の元意は三秘即一の南無妙法蓮華經の五字七字の題目なりといふべし。かく實乘の一善に、附文元意の二義ありと雖も、本論の當分にては一往附文の義を正意とせざるべからず。この事に就ては更に後に辨する所あるべし。○然則の下は、現安後善相離れず、而も没後を扶からんと欲せば先づ生前を安んぜざるべからざる次第により、且く現安を表面とし、當面の問題たる安國の原理を説きたまふ也。○三界とは、一言にして之を言はゞ世界のことなるが具には欲界色界無色界にして、開すれば地獄餓思畜生修羅人間天上の六道となる、我日本國は三界六道中には欲界中の人間界に屬す、人間界中には南閻浮提、南閻浮提の中には東洋の一大帝國なり。然るに姑らく現世界に就ていはば、通じては全世界即ち娑婆世界にして別しては日本國を三界といふなり。○佛國とは、佛界にして即ち寂光土なり。○十方とは既述の

如く、四方四維上下をいふ、即ち三界の十方にしてつまり宇宙のこと也。○寶土とは、金銀瑠璃磚礪碼碯眞珠玫瑰の七寶を以て莊嚴せられたる寶土(但し一説には、三寶所住の土。又)にして、即ち佛國寂光土に外ならず。されば佛國と寶土、三界と十方と文異なりと雖も其意一なり、則ち三界等とは且く縦に約して安國を示し、十方等とは且く横に約して亦安國を述ぶるのみ。○然り而して今日本といはずして三界といふは且く廣義に約するのみ、立正安國は嘗我國家に限らず世界の公論なることを顯揚せんが爲也。若夫聲聞緣覺菩薩の三乘界をいはざるは、それ當面の問題にあらず且つ比況して知るべきが故なり、これ佛界に對し通じて九界といはずして別して三界といはるゝ所以なり。○然るに三界の穢土が、即寂光の寶土なる状態如何といふに、开は、壽量品に「衆生見劫盡大火所燒時、我此土安穩天人常充滿」等とあり、又神力品に「十方世界、通達無礙如佛土」等とあり、又「寶塔品」に「所化之國……通爲一佛國土、寶地平正」等とあり又「觀心本尊鈔」に「今本時娑婆世界離三災二出四劫常住淨土」(九三九)等といひ、又「佛法血脈鈔」に「法華經所坐之處、道俗男女貴賤上下所住之處、併ながら皆是寂光なり、所居既に淨土也、能居の人豈に佛に非ずや、法妙、故人貴、人貴故處尊とは、此意也」(九二〇)等といひ、又「如說修行鈔」に「天下萬

民諸乘一佛乘と成て妙法獨り繁昌せん時、萬民一同に南無妙法蓮華經と唱へ奉らば、吹風技をなからさず、雨壤を不碎、代は義農の世となりて、今生には不祥の災難を拂ひ、長生の術を得、人法共に不老不死之理(ことば)顯れん時を御覽ぜよ、現世安穩の證文不可有疑者也」(九六八)等と云へるは是也。然れども全然三災無く四劫無く穢土無しといふにあらず、縦ひ穢土にあるも法華の信力によつて穢土に汚されず、縦ひ四劫あるも正法の力によつて四劫を超越し、縦ひ三災あるも實乗の一善によつて火不能燒水不能漂の大安心に住することを得るをいふ。又三界即佛國といふも單に娑婆の外に寂光無しといふにあらず、穢土即寶土といふも單に九界の外に佛界無しといふにあらず、誤解せざらんことを要す。

〔通解〕 汝等衆生一時も早く亡國墮獄の根源たる今迄の迷へる思想邪惡なる信仰の一念を改悔して、迅速に決心して實乗の一善たる法華經の正法に歸依し之を信仰せよ。然らば則ち不安極まる日本乃至全世界も即皆常(常住)樂(樂)安(安)我(我)自在(自在)淨(淨)無垢(無垢)の四徳を以て充たさるゝ佛の世界となるべし、若然れば此佛の世界に天變地妖饑饉疫癘等衰滅の惡相あるべけんや。又日本乃至娑婆三界の十方即ち何れの方面も全剛不壞の寂光寶土となるべし、若然れば此寂光土に自界叛逆他國侵逼

乃至三災七難等の破壊相あるべけんや。若し國家に衰微の惡相無く、世界に破壊の悲運無く、總じて依報國土が安全なれば、其依報の上に棲息する正報の人類の身體は是れ固より安全幸福にして又身體の中樞たる精神心も亦是禪定安泰なるべし。以上改心歸善の此詞、國安土靜の此詞、國土不壞の此言、身心安定の此言は、最勝無上の權威ある名教卓論として實に天下萬人の永久に信仰すべく崇拜すべき所なりと也。

〔餘義〕 蓋し所信の宗教正善なれば、能信の國家自ら安全なりとは、法國不二王佛冥合の原則による也。所居の國土縦に隆盛横に健全なれば、能居の人衆亦安定なりとは、依正不二縱横一體の原則による也。能居の人の身體安全なれば其心も亦禪定なりとは、色心不二靈肉一體の原則による也。

又此一章の文を試に立正安國論の題號に配合せば、汝早改信仰之。心速歸實。乘之。一善の十五字は自ら立正の二字を説明し、然則三界皆佛國也より、心是禪定までの四十字は安國の二字を布演し、此詞此言の四字は論の字に當り。可レ信可レ崇矣の四字は、當時天下の主權者最明寺入道時頼始め日本乃至一閻浮提の一切衆生は、須く此天下諫言の『立正安國論』の妙法に對して至誠の信仰

を捧ぐべしと也。斯て立正安國論の題意は此一章に於て初めて光顯す、古來此文を本編の要文とし、三段の正宗とし、正宗の正宗とし、本論の結論とする、良に所以ある也。

〔大意〕 右第九段急で對治を催促し正しく立正安國を論ずる下の大意は、客は疑を斷じて信を生ぜる旨を述べ、主人は其歸伏を歎じ謗法對治を促し正しく立正安國の要旨を論明したまふ也。

流通分

〔科文〕

第十明^ス旅客領^{スル}謗法對治^ヲ（十四頁來）又三。初、領解

客曰^ク今生^{コノ}後生^{コノ}誰^カ不^レ慎^マ誰^カ不^レ和^シ披^キ此^ノ經^ヲ文具^ニ承^ル佛^ノ語^ヲ誹^ヒ謗^ス之^ト科^ト至^リ重^ク毀^ス法^ノ之^ト罪^ニ誠^ニ深^シ

〔文釋〕 此最後の一段は本論の流通分即ち餘論にして旅客謗法對治を領するを明すなり。今は初に客、主教を領解する也。○今生等とは前段に現世の謗法を誠告するを領解する也。後生等とは亦前に未來の善處を勸進するを領する也。○誰不^レ和とは、誰人か主教に和合せざらんやとなり一本和の字恐の字に作れり○此經とは法華涅槃等總じて上來の引證を指す也○誹謗等とは法然の

選擇を指す也。

〔科文〕 次、改悔（二三五頁來）

我信^レ一佛^ヲ拋^テ諸佛^ヲ、仰^テ三部經^ヲ而閣^ニ諸經^ヲ、是非^ハ私曲^ノ之思^ハ則隨^ニ先達^ノ之詞^ヲ、十方諸人亦復^ク如是^{ナリ}。今世者勞^シ性心^ヲ、來生者墮^ニ阿鼻^ニ、文明理詳^カ、不可^ク疑^フ。

〔廣本〕 三部經の「部」の字無し。

〔文釋〕

此より領解に次ぎ先非を改悔する也○我信等とは、選擇を提舉して既往を懺悔する也○先達とは法然乃至淨土宗の諸師を指す也○今世等とは諸經の諸難を領する也○性心とは心性と同じ○來生等とは前段の四經を領する也○文明理詳とは、前の經釋及主人の慈訓の文理の明にして詳なるをいふ也。

〔科文〕 後、誓^ス約他日聽法^ヲ（同上）

彌仰^ニ貴公之慈誨^ヲ、益開^キ愚客之癡心^ヲ、速廻^ス對治^ヲ、早致^シ泰平^ヲ、先安^ス生前^ノ更^ニ扶^テ沒後^ヲ。唯非^ニ我信^ヲ、又誠^ニ他誤^ヲ耳。

〔文釋〕

此最後の文也○慈誨とは、慈悲の教誨にして呵責謗法立正安國の慈誨也○癡心とは、實乘の一善を信解せず、權實不辨の愚痴心をいふ。

〔通解〕

總じて第十段の意は、旅客第一段より第九段に至る主人の詢々たる諫言教訓を領解して曰く、現世の不安なること後世の不善なることは誰人も憤み恐れざるものはなく、誰人も主人の御意見に和同せざるものはなからん。今主人の指教したまへる諸經の文を打ち披いて詳に佛陀金口の聖語を承るに、法然の「選擇集」の如きは謗法邪教の書籍にして國家人類をして亡國墮獄に導くの罪科誠に深重なり。

さるを吾れ愚痴にして此書に欺かれ徒に他方無縁の彌陀佛のみを信じて此土有縁の釋尊等の諸佛を抛ち、方等方便の淨土三部のみを仰て諸經中王の法華大乘等の諸經を閣しは、實に謗法の極迷信の至りなりし、されども是全く吾れ一人の曲情私意に出づるに非ず、則ち法然等淨土諸師の教

に随ひ誤られたるなり、此の如きは吾れ一人のみにあらず十方の諸人全國の佛教徒も亦復吾が如くなるべし。若し法然「選擇集」の迷信を此儘に改悔せずんば、必ず今生には神明佛陀の怒りに觸れ無量の災難に罹りて痛く精神を疲勞せしめ、更に未來には誹謗正法の科に依て極惡無間の地獄の焔に苦まんこと、經文慈訓明白にして道理至極せり、斷じて疑ふべからず。

尙將來彌主人の慈悲の教訓を仰ひて、此上の愚の權實不辦實乘不明の癡心を開き、速に亡國の根源たる謗法對治の方術を廻らして、早く天下の泰平を致し。斯くて先づ現世を安穩にして而して更に後生の善處を期し現當二世の大願を成就せん。而して如此真正なる信仰と如此光ある覺悟は唯自分一人に止めず、又廣く之を天下萬民に及ぼして其迷信誤解を誡め導かんのみと也。最後の二句は實に自他正法に歸すべきを誓約す、此れ深大回向の義也。

〔餘義〕 因に議す、前九段には各客問主答對を爲せり、然るに此第十段に限り客語あるのみにして主答無きは何ぞやといふに、并は凡そ宗教の論談は人をして信を起さしめんが爲也、されば「法華經」の如きも最後は「一切大會皆大歡喜受持佛語作禮而去」等と結ばれたり、今吾祖の本論も亦其主張たる背正亡國立正安國の教義に就て論すべきことは前九段にして已に業に終結し

たれば、今は唯客の改過遷善聖語信受を以て一編を畢りたまふ也。

〔大意〕 以上第十段客謗法退治の旨を領す。の下の大意は、客初に主教を領解し、次に先非を改悔し、後に他日の聽法を誓約し、更に現安後善、自他救濟の信念を述べて退きし也。

文應元年庚申歲勘之正嘉從始之文應元年勘畢。

此は御論述の御腹案御執筆の年次を擧げらる、既に序論に述べたるが如し。

第四章 安國論御勘由來

正嘉元年丁巳八月廿三日戊亥時、超於前代大地振、同二年戊午八月一日大風、同二年己未大飢饉、正元元年庚申大疫病、同二年辛酉四季大疫不已、萬民既超大半招死了。而間國主驚之、仰付内外典、有種々御祈禱、雖爾無一分驗、還増長飢疫等、日蓮見世間躰粗勘一切經御祈

請無_レ驗_シ還_テ增_ス長_ス凶_ス惡_ス之_レ由_、道_理文_證得_之了_{。終}無_レ止_造作_勘文_一
 通_、其_名號_立正_安國_論。文_應元_年庚_申七_月十_六日_辰付_、屋_戸野_入道_奏
 進_、故_最明_寺入_道殿_了。此_偏爲_報國_土恩_也。其_勘文_意日_本國_天神_七
 代_地神_五代_、百_王百_代始_于人_王第_卅代_欽明_天皇_御宇_、自_百濟_國佛_法
 渡_、此_國至_于桓_武天_皇御_宇其_中間_五十_餘代_二百_六十_餘年_也、
 其_間一_切經_竝六_宗雖_有之_、天_台真_言一_宗未_有之_{。桓}武_御宇_山階_寺
 行_表僧_正御_弟子_有最_澄小_僧後_號傳_、已_前所_渡天_台章_疏經_四十_餘
 年_已後_始最_澄披_見之_粗覺_佛法_玄旨_了。最_澄爲_天長_地久_延曆_四年
 建_立叡_山桓_武皇_帝崇_之號_{天子}本_命道_場捨_六宗_御歸_依一_向
 歸_伏天_台圓_宗同_延曆_十三_年遷_長岡_京建_平安_城同_延曆_廿一_年正

月_十九_日於_高雄_寺召_合南_都七_大寺_六宗_碩學_勤操_長耀_等十_四人_、
 決_勝負_六宗_明匠_不及_一問_答閉_口如_鼻花_嚴宗_五教_法相_宗三_時
 時_二論_宗二_藏三_時所_立破_了但_非破_自宗_皆知_爲謗_法者_同廿_九
 日_皇帝_下勅_宣詰_之十_四人_作謝_狀奉_捧皇_帝其_後代_代皇_帝
 叡_山御_歸依_孝子_超仕_父母_勝恐_黎民_王威_或御_時捧_宣明_或御_時
 時_以非_處理_等云_云殊_清和_天皇_依叡_山惠_亮和_尙法_威卽_位帝_皇
 外_祖九_條右_丞相_誓狀_捧叡_山源_右將_軍清_和末_葉也_鎌倉_御成_敗不_論
 是_非背_違叡_山天_命有_恐者_歟然_後鳥_羽院_御宇_建仁_年中_法然_大
 日_二一_人有_增上_慢者_惡鬼_入其_身狂_惑國_中上_下舉_代成_念佛_者
 每_人趣_禪宗_存外_山門_御歸_依淺_薄國_中法_花真_言學_者被_棄置_者

了。故叡山守護諸大善神不喰法味、失威光、捨國土、去了。惡鬼得便至災難、結句自他國、可破此國、先相所勘也。又其後文永元年甲子七月五日彗星出東方、餘光大躰及一國土、此又始リテヨリ世已來所無凶瑞也、內外典學者不知其凶瑞根源、予彌增長悲歎。而捧勘文、已後經九ヶ年、今年後正月見大蒙古國國書、相叶日蓮勘文、宛如符契。佛記云、我滅度後經一百餘年、阿育大王出世弘我舍利、周第四昭王御宇大吏蘇由記云、一千年外聲教令被此土、聖德太子記云、我滅度後經二百餘年、山城國可立平安城。天台大師記云、我滅後二百餘年已後生東國弘我正法等云云、皆果如記文。日蓮見正嘉大地震、同大風、同飢饉、正元々年大疫等記云、自他國可破

此國先相也。雖似自讚若毀壞此國土、復佛法破滅無疑者也。而當世高僧等與謗法者同意者也、復不知自宗玄底者也。定給勅宣御教書祈請此凶惡歟、佛神彌作瞋恚破壞國土事無疑者也。日蓮復對治之方知之、除叡山日本國但一人也。譬如日月無一、聖人不並肩故也。若此事妄言日蓮所持法花經守護十羅刹治罰蒙之、但偏為國為法為人、為身不申之。復禪門遂對面故告之、不用之定可有後悔。

恐々謹言

文永五年 太戊辰

日蓮 (花押)

法鑒御房

此書は、日蓮聖人(聖壽四十七)文永五年四月五日、鎌倉松葉谷の庵室にて御執筆、「立正安國論」を獻じたまひしより後九年、文永五年後の正月(閏)十八日、西戎蒙古我國を襲ふべき山の牒狀を渡す、「安國論」の豫言恰も符契の如し、乃ち平の左衛門頼綱が父、盛綱(又は盛時)法鑒房へ與へて、憂國護法の赤誠を披瀝し、宗教の正邪を公庭に決せんとするもの即ち本書也。越えて十月執權北條時宗極樂寺良觀等に與へられたる所謂十一通御書の烈火の如き聖人の大信念も亦此篇に見るべし。

本書大體安國論御勘の由來を述ぶ、故に右の如く題す。又對告衆に就て「法鑒房御書」とも云ふ、皆後人の私稱也。

御眞蹟全五紙七拾二行中山法華經に藏す。「錄外」第三卷。「高祖遺文錄」第十卷。「日蓮聖人御遺文」六〇四頁。「日蓮聖人御眞蹟」第二輯に編入す。

第五章 安國論奥書

去見イヌルテ正嘉元年太戊丁巳八月廿三日戊亥之尅大地震、勘レ之、其後以文應元年太戊庚申七月十六日付シテ宿谷禪門奉レ故最明寺入道殿。其後文永元年太戊甲子七月五日大明星之時彌々知ル此災根源。自文應元年太戊甲子至于文永五年太戊戊辰後正月十八日、經テ于九ヶ年、自西方大蒙古國可襲キ我朝之由牒狀渡ス之。又同六年重牒狀渡ス之、既勘文叶ノ之。准ニ之思フ之未來亦可然歟。此書有ル徵文也。是偏非日蓮之力、法華經之眞文、所レ至感應歟。

文永六年太戊己巳十二月八日寫ス之

此書は、一名『安國論後記』又は『安國論添狀』ともいふ。聖人(聖壽四十八)文永六年十二月八日鎌

倉松葉谷の御庵室に在り、信者矢木貳部大夫胤家(一説には赤橋彈正少弼業時)の請に應じ「安國論」の添狀として本書と俱に執筆せられたるもの、内容は前年御認め「御勘由來」の略記とも拜せられ、「安國論」御選述の由來、他國侵逼難豫言の中に對する御感激等、極めて簡單に記せられたり。御眞蹟は、中山法華經寺に藏す、「安國論」の卷尾に附記せられ、二紙十三行なり。版本は「録内」卷二十九四丁「高祖遺文録」卷七十七丁「日蓮聖人御遺文」三九一頁、多くは本論の後に添附せり。然るに此書が本論と俱に中山法華經寺に傳來する縁起は、左の「正中山古文書」に徴して知るべきか。

安國論相承之事

日蓮聖人御自筆書立正安國論、去文永六年矢木貳部大夫胤家、而被授畢、而弘安三年沙彌道正遠藤右衛門相承之處、依其志切日高帥公御房、所進授也。依如件。

嘉元四年正月十三日

沙彌道正(花押)

由是觀之、文永六年御寫本正中山所藏の「安國論」及び「奥書」は、初め矢木胤家に與へられ、

胤家より沙彌道正に譲られ、更に正中山第三世帥公日高(日常の子)に傳はり、以て今日に至ることを知るべし。

因に近年中山古文書より發見せられたる「安國論送狀」なるものを左に附すべし。

安國論送狀

立正安國論乃正本、土木殿に候、かきて給候はん、と
きどのか、又

五月廿六日

日蓮

(花押)

この「送狀」は又は「副狀」とも稱し、古來中山法華經寺に藏せられしも、世に刊行せられず。年號宛名内容未詳なり。大正二年の頃始めて「日蓮聖人御眞蹟」第二輯に載せられたり。本文の讀方について異見あり、今は且く一説によりて植字せしむ。

第六章 結論

上來略して「立正安國論」の文義を講述し併せて「山來」「奥書」「送狀」の三書を示し畢ぬ。然る

に更に本論の要を撮つて之を結ばゞ左の如し、

本書の主眼は、標題の如く、正法正義を興立して邪法邪義を破廢し、以て危國の現状を救濟して
 國家人類を泰山の安きに置かんとするにあり。

本書は主客を假設して問答體なり。十段十九章より組織せらる。(一)災難の由來を明す。客問ふ
 近代の災難前代未聞、祈禱を行ひ徳政を布くも、更に効驗無し、禍源何れにありや。主人曰く、世
 皆正に背き、人悉く邪に墮すれば也。(二)災難の由來の經證を引く。客問ふ、災難の起りは邪法に
 因るとの經證ありや。主人茲に金光明經大集經仁王經藥師經等の四經七文を引て、災難の原因は
 國人邪法に墮するに由ることを示す。(三)佛教徒の謗法を擧げて亡國の因縁を明す。客色を作し
 て曰ふ、現代の佛教は三國未曾有の發展を爲す、何ぞ邪法に陥れりといふや。主人答ふ、形式の
 佛教は盛大なりと雖も、其眞精神を失ふ、仁王法華涅槃の佛説に照すに、今や國に邪僧ありて正
 法を誹謗す、之を誡めずんば安ぞ回天の策を講すべけんや。(四)法然の謗法を論ず。客憤然とし
 て曰く、誰人か謗法の惡比丘なるぞ。主人答ふ、後鳥羽院の御宇、淨土宗の元祖法然是なり、而
 して選擇集は其主張なり、則ち曇鸞の難易二道、道綽の聖淨二門、善導の正雜二行等の謬釋に依

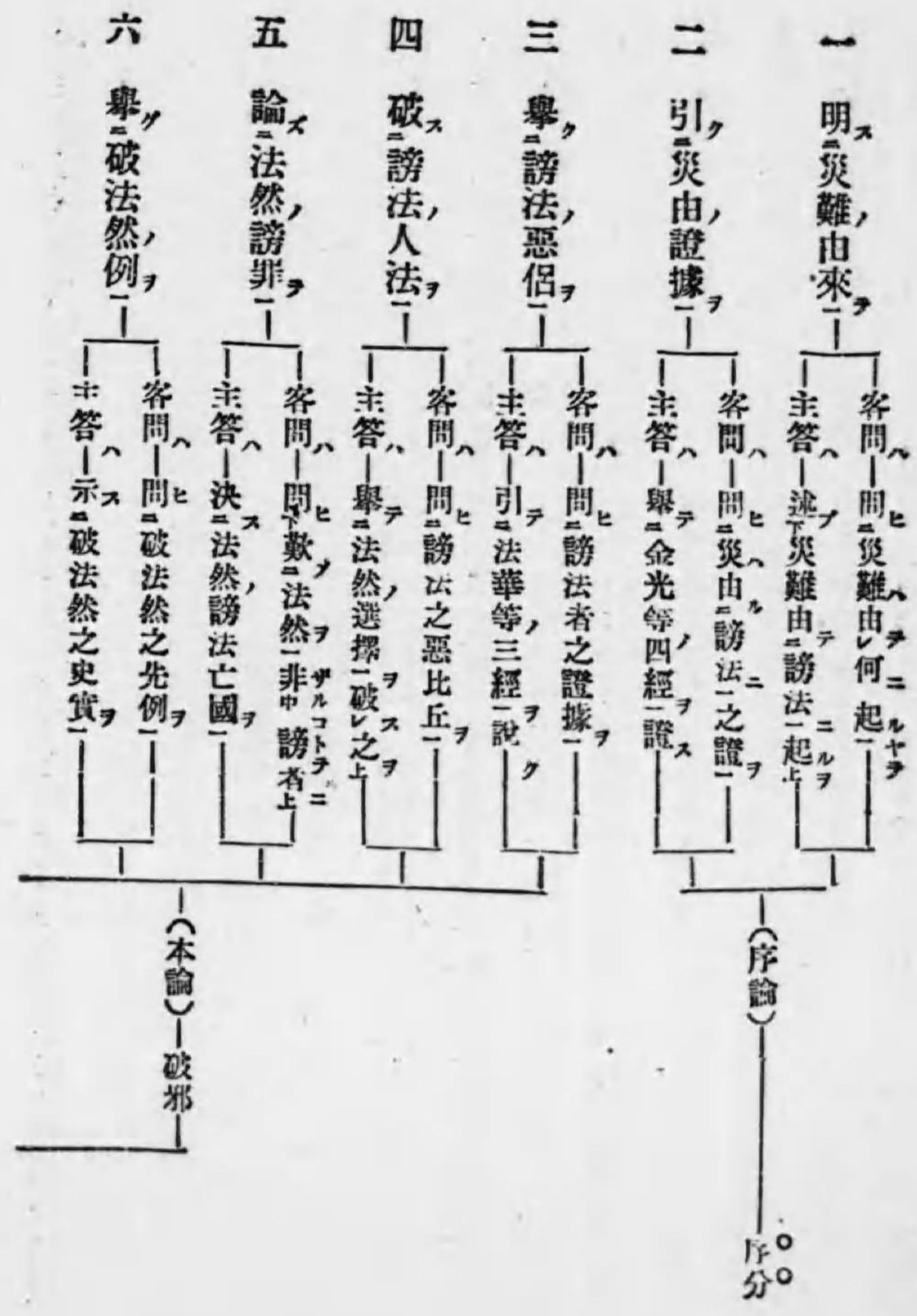
つて、權教方便の淨土三部に執着して實教法華乃至一代聖教を貶斥し、他方無縁の彌陀三尊を偏
 崇して此土有縁の釋尊乃至一切神佛を蔑如し、妄りに捨閉闍拋の横議を唱へて普く家人を迷はす、
 近くは淨經誹謗正法の誓に背き、遠くは妙經入阿鼻獄の嚴戒に觸るるもの也。若し此選擇の一凶
 を禁斷せずんば、彼の萬祈徳政も何の詮かあらん。(五)選擇の非を彈じて法然の罪を問ふ。客大
 に怒つて曰く、法然上人は天下の高僧なり、何ぞ惡比丘と謂ふや。主人笑つて曰く、彼が誹謗正
 法亡國墮獄の罪過掩ふべからず、曾て唐の武宗の念佛を宣傳するや、支那をして兵亂の巷と化せ
 しむ、法然は後鳥羽院建仁年中の者、承久の大亂既に眼前にありと。(六)法然詰責の史實を擧ぐ
 客聊和ひて曰く、果して然らば各宗の知識何ぞ法然廢斥の上奏を爲さざるや。主人曰く、去る元
 仁年中に延曆興福の兩寺勅宣を得、選擇集を禁じ、法然の墓を破り、門弟を流刑せしめしを識ら
 ざるか。(七)攘災の方術を明す。客愈和ぎ、法然の謗法邪義を悲み、攘災の方術を問ふ。主人
 は、涅槃仁王法華の金言を擧げて、攘災の根本は謗法退治にあることを示し、安國の要術は偏に
 法然の邪教を禁斷するにあるを説く。(八)謗法退治の方法を示す。客曰く、涅槃經に依れば、謗
 法禁斷は斬罪に處するにあるか。主人曰く、全く法然其人を惡むに非ず、但謗法の罪を惡むのみ

夫れ釋迦以前にありては其罪を斬りし時ありと雖も、能仁以後にありては其布施を止むるにあり、若し天下王民其惡に施さずして其善に歸せば、禍自ら去り福忽に來らん。(九)急で謗法對治を催促し正しく立正安國の主旨を明す。客姿を正して曰く、法然選擇の謗法顯然たり、この謗法を對治せば、天下則ち太平ならん、而して後諸教の勝劣を判じ其最勝なるものを信ぜん。主人悦んで曰く、汝の捨邪歸正尤も嘉すべし、若し國家を安んじ、現當を祈らんと欲せば、急いで對治を加へよ、藥師經の他國侵逼自界叛逆の二難、大集經の兵革の難、金光明經仁王經の賊來侵國の難、未だ起らずと雖も遠からずして必ず來らん、國を失ひ家を滅せば、何れの處にか身を安ぜん、汝一身の幸福を希はゞ、須く正法に依りて國家の安泰を祈るべし。又同じく信心を致さば、何ぞ邪法を捨てて正法に歸し、以て未來永劫の罪苦を脱せざるや。汝早く信仰の寸心を改めて速に實乗の一善に歸せよ、然らば則ち三界は皆佛國なり、佛國其れ衰へんや、十方悉く寶土なり、寶土何ぞ壞れんや、國に衰微無く土に破壊無くんば、身は是れ安穩にして心は是れ禪定ならん、此の詞此の言、信すべく崇むべし。(十)客謗法對治現安後善を領す。客謝して曰く、經文明かに道理詳かなり、愈貴聖の慈教に接して痴心を開き、速に對治を回らし、早く泰平を致し、先

づ生前を安んじ、更に歿後を扶からん、ただ我が信するのみにあらず、又他の誤りを誡めんかなと。

已上十段客問十章主答九章、客問は、災難來山の疑問に起つて謗法對治の領解に畢り。主答は、背正亡國の誠惡に始つて立正安國の勸善に終る。議論峻烈を極め、論旨亦甚だ巧妙也。

若夫れ試みに本書十段を序(序論)正(本論)流通(餘論)の三段に分てば、第一段第二段は、只災由經證を論じて、未だ教義の正邪を闡明せざれば、序文序論といふべし。第三段より第九段までは、正しく背正亡國を論じて立正安國に及べば、正宗分といふべし。正宗分中更に破邪顯正を判ぜば、第三段乃至第八段は、専ら法然の選擇を破すれば、概して破邪面にして、第九段は、正しく立正安國を明せば、則ち顯正面なりといふべし。而して破邪面は即ち本論に屬し、顯正面は自ら結論なりとす。最後の第十段は、流通分餘論なりといふべし。近時一師あり、第一段より第八段までを概して序分とし、たゞ第九段のみを正宗分とす。察するにこは立正安國の主題を過重して入文内容を顧みざる偏見にはあらざるなきか。但し第九段が、正宗中の正宗なることは勿論也。尙更に初心の爲に煩重を厭はず一論十段十九章の大意及び三段を表示せば次の如し。



然るに復更に一言を附加して本論鑽仰の資に供せんに。文永八年九月十二日、名にし負ふ龍の口の死刑執行の當日、聖人は再び此の「立正安國論」を平の左衛門尉に呈し諫めて曰く、

一昨日罷入見參候之條悅入候。抑人之在世誰不_レ思後世。佛之出世專爲_レ救衆生也。爰日蓮自成_レ比丘旁開_レ法門已覺_レ諸佛之本意、早得_レ出離之大要、其要妙法蓮華經是也。一乘之崇重三國之繁昌儀

流眼前、誰貽疑網哉。而專背正路、偏行邪途、然間聖人捨國善神、成噴、七難竝起、四海不閑。方今世悉歸關東、人皆貴土風、就中日蓮得生此土、豈不思此國、仍造立正安國論、故最明寺入道殿之御時、以宿屋入道入見參畢。而近年之間、多日之程、犬戎亂、浪夷敵伺、國、先年所勸申、近日令普合者也。彼太公之入殷國也、依西伯之禮、張良之量秦朝也、感漢王之誠、是皆當于時、得於當。回謀於帷帳之中、決勝於千里者也。夫知未萌者、六正聖臣也。弘法華者、諸佛之使者也。而日蓮忝開鷲嶺鶴林之文、覺鵝王鳥瑟之志、剩勘將來、粗得普合、雖不及先哲、定可希後人者也。知法思國志、尤可被賞之處、邪法邪教之輩、譏奏讒言之間、久懷大忠而未達、微望剩罷、入不快之

見參、偏愁難治之次第者也。伏惟不昇泰山者、不知天高、不入深谷者、不知地厚。仍為御存知、立正安國論一卷、進覽之。所勸載之文、九牛之一毛也、未盡微志耳。抑貴邊者、當時天下之棟梁也。何損國中之良材哉。早回賢慮、須退異敵。安世安國、為忠為孝矣。是偏為身、不述之、為君為佛、為神為一切衆生、所令言上也。恐恐謹言

文永八年九月十二日

日蓮 (花押)

謹上 平左衛門尉殿

右は「一昨日御書」(御眞蹟房州保田妙本寺にあり)の全文なり、一讀以て實乗の一善は即ち妙法蓮華經なること、及び聖人の幕府政治に對する奮慨乃至、其知法思國の大忠を見るべし。之を要するに、立正安國論の主旨は、教法と國家との關係を説き、國家經綸の根本は正法正義の建立に在り、教法當面の本分は國家の興立に在ることを論じ、法然の淨土教等は亡國墮獄の邪教

にして、國民は宜しく之を打破すべく、法華經主義の佛教は興國成佛の正法なれば、國人は須く之を信奉すべしとの大義を主張せられたるにあり。更に本書に於ける立正安國の原則大系を約要せば左の如し。

教法亂るるが故に

人心亂る

人心亂るるが故に

人間亂る

人間亂るるが故に

天地亂る

天地亂るるが故に

國家亂る

國家を治めんと欲せば

先づ天地を治めよ

天地を治めんと欲せば

先づ人間を治めよ

人間を治めんと欲せば

先づ人心を治めよ

人心を治めんと欲せば

先づ教法を治めよ

是也。ア一、大聖日蓮夙に身を佛門に投じ、専ら南無妙法蓮華經の最勝宗教に依りて、人心を導き人間を教へ、天地を治め、國家を救はんとす、良に所以ある也。誰か言ふ、「安國論は當時其の

用を爲さず」と、假ひ其言論の直ちに當代に容れられざるも、幾多天下の人心を刺激し鞭撻し警覺し、能く國家累卵の危きを救ひたまふのみならず、其四個の大難無量の小難を風前の塵として根柢強く建設せられたる立正安國の大精神南無妙法蓮華經の大宗教は、將に世界の闇黒を照し、末法萬年の濁惡を救はんとす。『安國論』は、決して六百六十四年前の古典には非ざる也。今や大正の現代に於ける日本乃至世界の狀態は、鎌倉時代のそれよりも一層迷妄混亂に陥れるものあれば、吾人は益々、『立正安國論』の必要を感じずんば非ず。然り而して國の爲め人の爲め世界の爲めに、大に建立し宣傳せざるべからざる正法は、依然として法華經主義の佛教なりと雖も、其打破せざるべからざる當面の邪法は、豈に啻に法然所立の淨土教のみならんや。吾人は須く『立正安國論』の根本精神を現代に應用し、以て鎌倉時代の安國論をして大正の安國論たらしめざるべからず。然らば「大正安國論」の内容果して如何。そは第八章に至つて述ぶべし。

第七章 餘論

直接本論に關する重要教義にして、而も前章に遺され、又は詳述せざりし問題を、餘論として更

に解決せば、粗左の如し。

第一 念佛無間亡國論の概要

何故に念佛は無間亡國なりやといふに、既に本論に於て解説あるも、尙少しく布演せば左の六理由あるが如し。

一には依經の選擇を誤解するが故なり。謂く凡そ佛教徒が所依の經典を選定するには、一代聖教の肝心たる法華經を以て依經と定めざるべからず。然るに彼れ念佛宗は、方便權教たる淨土三部を以て所依の經典とす。これ豈に依經の選擇を誤解するものに非ずや。此の誤解は、實に彼徒が諸の迷信邪解を生ずる源泉にして、我が佛教の爲め慨嘆に堪へざる所也。

二には本尊の選擇を謬解するが故なり。大體佛教の教主本尊は、現世界に應現し、身口意の三輪を轉じて、直接に人類を教化救済したまひたる娑婆有縁の大聖釋尊を選ばざるべからず。然るに彼の念佛徒は、釋尊の廣長舌梵音聲によりて一時方便的に説明せられたる他方無縁の阿彌陀佛を以て教主本尊とす、譬へば子にして自身の親を疎じて他人の父母に親み、臣民にして自國の國王を蔑如して他國の國王を尊敬するが如し。これ豈に不忠不孝の大逆罪に非ずして何ぞや。

三には法華の易修易行の宗教たることを信解せざるが故なり。彼宗に謂く、末代の衆生の機根は微弱なれば、法華の如き難修難行の哲學は不適當なり、故に淨土三部經の如き易修易行の教を以て適當とすと。案するに是は大なる誤解なり。何となれば法華は是諸教の王にして、上は大菩薩を教へ、下は凡愚を救ふ、徹上徹下の妙道なり。而して特に其の一念信解一念隨喜の教は、寧ろ上代よりも末代、上根よりも下根、善人よりも惡人、男子よりも女子、強國よりも弱國、文明人よりも野蠻人を感化救済するを以て本意とす。法華一部末法爲正、即ち釋尊法華宣傳の大目的は、在世の爲よりも寧ろ滅後の爲め、滅後の中にも正像二千年の爲め、正像二千年の爲めよりも實に末法萬年の爲めなることは、法華の教相明白にして一點の疑ふべき餘地なし。仍ち一遍の南無妙法蓮華經の題目信心に依つて、未來といはず現在に、凡身に即して佛身を成ずることを一乘因果の原則とするは、彼の淨土宗が十念の南無阿彌陀佛の念佛に依つて、臨終の一念を期し未來を待つて始めて他世界に往生するを教ふると、孰れか勝れりや、孰れか易修易行なりや。況や一面上根上機をも攝取すべき法華本門事の一念三千の大哲學の如きは、唯日蓮の獨創にして迹門天台の法華も尙之を顯說せざる所、彼れ法然等淨土宗の徒の夢想だもする能はざる所なるに於をや。然るに

法然の輩、天台の法華を見て未だ日蓮の法華を知らず、迹門の哲學を悟るも全く本門の大宗教を解せず、法華を捨て、念佛を取る。豈に一代の肝心釋尊の精神たる、大乘佛法の生命を殺すものに非ずや。

四には現當の輕重を顛倒するが故なり。謂く我が大乘佛教は、時間的方面に於て。通じては三世一貫の眞理を明すものなるも、若し別して其の中心を取れば、固より現世主義ならざるべからず、「世の中は今日より外になかりけり昨日は過ぎつ明日は知られず」とは、この眞理を詠ぜるものとも見らるべし。然るに念佛の徒往生淨土の教義よりして、敢て未來主義を唱導し、以て極端に現實を否定し、人類をして厭世悲觀の極に導かんとす。而して憐れ世人をして大聖釋尊の本懷たる大乘佛教を目して、尙且つ小乘佛教の如き消極的厭世教、非現實主義の迷信と觀ぜしむ、豈に佛教の妖魔に非ずして何ぞや。

五には國家人生を愚弄するが故也。彼宗の厭離娑婆欣求淨土の教義は、根本より現世界を厭離し同時に我等人類を一向に罪惡の結晶體たらしむる也。而して此教義は、我が佛陀の本旨を教ふる法華經の現象即實在、娑婆即寂光萬物悉く妙法、衆生皆本佛なる積極的宇宙觀、最勝最善の人生

觀を破壊するものにして、我が國家人生の積極的文化を根柢より沮害顛覆するもの也。若し然らずとするも尙社會救濟人間感化の力、法華日蓮のそれに及ばざること遠くして遠し。

六には、國體國神を侮蔑するが故なり。案するに、彼等が本尊觀上彌陀一佛を偏崇して、其他の佛天三寶を度外する信條は、自ら我が神聖なる皇祖皇宗天照大神神武天皇等をも信敬せざる非國民的偏信に陥るものにして、之を吾が日蓮聖人の本尊に、南無天照太神南無八幡大菩薩の二神を、國神として勸請せらるゝに比して其の是非如何。彼れ淨土教本尊觀の大缺陷あること智者を待つて知るべきに非らず。略して六個條を擧げて淨土念佛の教義を批評するに、是全く佛教の精神に反し、法華の正法に背くものにして、其誹謗正法の大罪は、正に無間罪に該當すべし、而して此の無間の宗教は自ら亡國破國の邪教迷信たるべきことは、法國一如の原則より觀て、當然の歸結とならざるべからず。吾祖日蓮の念佛無間論淨土亡國論、蓋し止むを得ざるの聖斷なりと謂ふべき也。

尙因みに「法華對念佛論」に關する主なる参考書を示せば左の如し。

一	前存の金山鈔	一	日題の中正論
一	日達の毘論繫珠錄	一	日題の斷邪顯正論
一	日達の顯揚正理論	一	日相の決權實義
一	日芳の呵責謗法鈔	一	日幹の續種論
一	日顯の經王金湯編	一	南嶽の復正挽繩錄
一	日榮の法律阿梨樹章	一	日顯の護惜正法鈔
一	日勇の蒲鞭折疑論	一	重昌の斷淫日蓮
一	立眞齊の挂日蓮笑解	一	日長の正善論
一	日長の法華訂正記	一	存眞の駁獅蟲論
一	日選の擊蒙論	一	日生の金剛王
一	日尙 如來師子圓弦	一	日賢の光揚義
一	日濂 如來師子圓弦	一	泰堂の曲林一斧
一	日深の復圓弦國字答	一	日鑑の示正論
一	日英の禪邪辨正錄		

一 日賢の宗教要解

第二 安國論は吾祖の本懷を顯すや否や

一 本精の法華對念佛論

これに附文元意の二義あり、既に一言せし如く、附文とは、文面通りの解釋にして、元意とは、一期最後の御理想根本精神までも含めて觀る解釋なり。初に附文に約せば、安國論は未だ吾祖の本懷を盡さず即ち未顯眞實の御書なりと謂はざるべからず。何となれば、一には題に立正といふと雖も、而も編中専ら破邪を論じて、未だ立正の義を詳述せられざるが故也。二には其破邪に於ても、但選擇を破して、未だ其他に及ばざるが故也。三には但人情(俗諦)を專にして偏に安國を論じ、未だ佛法の第一義(眞諦)たる成佛の大事を徹底せしめられざるが故也。四には専ら教相を談じて未だ觀心を説かれざるが故なり。五には總じて大聖人の宗旨たる三大祕法の南無妙法蓮華經を未だ顯揚せられざるが故也。其所以如何となれば、天下諫言といふも尙第一次にして、且つ佐前佐後中には佐前時機未熟の故に輒く本懷を述べからず、他日勸持品の懸識を色讀して人格の顯本を證し、而して廳前の對決及び三祕顯本の時機を待たれしが爲也。更に御書を以て證せば『三澤鈔』に「法門の事は佐渡の國へ流され候し已前の法門は但佛の爾前の經と思召せ、此國の

國主我代をもたもつべくば眞言師等にも召合せ給はんすらむ、爾時まことの大事をば申すべし」(一七〇五)と云ひ、『一昨日御書』に「立正安國論一卷進覽之所勘載之文九牛之一毛也未盡微志耳」(六八八)と云ひ、『阿佛房尼御前御返事』に「但し謗法に至て淺深あるべし、偽り愚にしてせめざる時もあるべし、眞言天台(天台傳教の正系を逸せる)等(雜亂天台をいふ)等は法花誹謗の者いたう呵責すべし、然れども大智慧の者ならでは日蓮が弘通の法門分別しがたし、然る間まづくさしをく事あるなり、立正安國論の如し」(一三三四)と言ふは是也。若し現證をいはば、且く五大部に就て比較研究するも、『開目鈔』『撰時鈔』『報恩鈔』『觀心本尊鈔』等に顯れたる法門は『安國論』より一重立入れを以て、『本尊鈔』等は已顯眞實の御書にして、本論は未顯眞實の御書なることを知るべし。次に若し元意に約せば、『安國論』も亦決して未顯眞實の書にあらず、其文上は以上の如く多くの未だ盡さざる點あるも、其文底は聖人已證の妙法を秘藏すること常の如し。然るに別して其文底秘沈の個處を指せば、第一段に諸宗の四雙十隻の祈禱を擧げ、其祈禱に一分の效驗無きを客間に因せて斷じたまへる如きは(一七頁下)暗に總じて各宗を否定したまひたるの聖意あり。又第九段に「汝早改_二信仰之寸心_一速歸_二實乘之一善_一」(二二九)として、實乘の一善即ち法華經の信仰以外の

信仰を改造せよと宣言したまへる如きは、單に法然の淨土宗のみを破せられたるにあらずして、廣く眞言禪律乃至諸宗を斥ひ且つ當時且く宗籍を置きたまひし天台法華宗までも暗に斥ひたまひたる聖意を窺ふべし。又第四段の主章に「一代五時之肝心法花經」(一一九)と言へる文に徴すれば本論に於ける「立正」「正法」とは、通じては大乗佛敎を指すも、別しては唯法花經のみを正敎とせられたる聖意明白にして、彼の「實乘之一善」といへる語の加きも、泛爾にして其何物を以て一善として實乘といへるか不明なる如きも、由_レ是觀_レ之に其實乘之一善は即ち一代の肝心たる法華經にあるや明瞭なり。又第五段の主章に「一代五時之間立_二先後_一辨_二權實_一乃至佛敎淵底」(一三八)云云といへる文底には、亦明に『開目鈔』等の五重相對(内外、大小、權實、)の敎相も含まれ、同時に正法の二字も藏せられたるが如し。又第九段の主章に「汝早改_二信仰之寸心_一速歸_二實乘之一善_一」との文に、實善の一善といふは一徃敎相の肝心なるも、信仰の寸心を改め速に歸せよといふは明かに觀心信行を勧められたる聖意あり。又前出せる「一代五時之肝心法華」竝に「實乘之一善」なる語の奥底を研めば固より宗旨の三大秘法の題目は秘藏せらる、何となれば實乘法華の肝心は本門、本門の肝心は壽量品、壽量品の肝心は一乘の妙法蓮華經、一乘の妙法蓮華經(一

大秘法)を信仰の對象として外に勸請すれば本門觀心の本尊としての南無妙法蓮華經となりて能く十界三千の諸尊を總統し、之を信仰とし修行として内に心に信じ口に唱へ身に實行せば本門觀心の題目としての南無妙法蓮華經となりて能く五種(受持、讀、誦、書寫)十種(華、香、環珞、抹香、塗香、燒)三學(戒、定、慧)六度(布施、持戒、忍辱、精進、禪定、智慧)諸善萬行を統一し、之を根本戒律として自ら亦廣く他に及ぼし、王佛冥合法國一致の時運來りて最勝の地を尋ねて建立され、世界の王民が來つて懺悔滅罪すべき宗教的大本山は實に本門觀心の戒壇としての南無妙法蓮華經なり。合すれば則ち一秘五字の題目となり、開すれば則ち三秘七字の題目となる。而して此一秘即三秘三秘即一秘の南無妙法蓮華經が實に徹底究竟の法華實乘の一善なり、この實乘の一善即ち唯一の佛乘なり、一代佛教の肝心なり、至極の大乗なり、法界の神靈なり、天地の精宗なり、究竟の正法なり。斯くて「立正安國論」の「速歸實乘之一善」云云の文には、『本尊鈔』の「今本時娑婆世界離三災二出四劫常住淨土」云云の三法妙常住(衆生法妙、佛法妙、心法妙)の文も含まれ、『如說修行鈔』の「天下萬民の諸乘一佛乘となつて妙法獨り繁昌せん時、萬民一同に南無妙法蓮華經と唱へ奉らは、吹風杖を鳴らす雨壤を碎かず、乃至、人法共に不老不死の理顯れん時を御覽せよ、現世安穩の證文疑あるべから

ず」等の文も含まるる也。又第九段主章の「汝須思一身之安堵者壽四表之靜謐者歟」(三二六頁)の文、又第十段の客語の「先安生前」の文裏には慥かに現世の個人成佛國家成佛世界成佛の意義含蓄さる、何となれば南無妙法蓮華經の信念成佛に徹底せざれば、個人も國家も世界も竝に眞の平和眞の安穩と斷すべからざれば也。而して『本尊鈔』等皆此義に約して現世安穩を力説したまふが故也。又例せば法華本迹二門に於て一往迹門は未來成佛本門は現世成佛を正意とす然るに再往一部唯本に約せば、迹門樂草喻品の現世安穩後世善處(未來成佛)の文の如きも、現世安穩は迹門の當分にていふ單に不祥の災難等を離るるのみにあらずして本門壽量品の所謂「我此土安穩天人常充滿乃至速成就佛身」の現世成佛の深意を含むが如し。要するに『安國論』は附文は一往未顯眞實なるも再往の元意は已顯眞實なりと謂ふべし。譬へば『安國論』は皮の如し開目鈔は肉の如し本尊鈔は骨の如し、皮の下に必ず骨肉あるが如く『安國論』の奥には必ず『開目鈔』『本尊鈔』等あり、而して又『安國論』の眞髓を知らんと欲せば、必ずや『開目鈔』『本尊鈔』に精通せんことを要するなり。然れども若し他面より此一論二鈔を根花實に譬へば、寧ろ本論は恰も根の如く『開目鈔』は恰も花の如く本尊鈔は恰も實の如しとも謂はるべき也。

第三 立正と安國との關係

此問題を解決するには先づ教法と國家との同異關係を斷ぜざるべからず。先づ一般的に試に四句分別せば、

善教と善國とは一致す

惡教と惡國とは一致す

善教と惡國とは相違す

惡國と善國とは相違す

となる。然るに更に進んで、體用相對に約して、正法と國家との關係を判ぜば、第一義的本體論より觀ば、正法と國家とは、俱に本體は妙法なれば、法國一如、王佛冥合、一體平等にして、勝劣本末能所等の差別あることなし。然るに若し第二義的作用門より觀ば、正法即ち眞正なる教法は、常に神聖にして邪枉あることなしと雖も、國家は縦ひ先天的には神聖なりしものも、後天的には正邪善惡文野等の變化ありて、必ずしも神聖なるものにあらず。但し我日本國の如きは、諸外國と全然其國體を異にし、本佛同體なる皇祖天照太神の開闢したまへる所、其萬世一系の天皇

忠孝一致の國風の如きは、世界萬國に其比を見ざる所にして、其國體の尊嚴なること、實に吾祖が『神國王御書』に「日本國は一閻浮提(全世界)の内、月氏(印度)漢土(支那)にも勝れ、八萬の國(諸外)にも越えたる國ぞかし」(一三五三)等と宣へる如くなるも、高天原ならざる地上の國、人皇以下の日本は、必ずしも常に神國たるの體面を保てりといふべからず。時に盛衰あり、人に正邪あり、往代は姑らく措き明治大正の日本の如き、果して神國の實ありや否や。要するに現代に於ける日本乃至世界各國は、將に正法正義に依りて、各人大に反省し、猛然として國家社會民心の大改造を要すべき時代なること、智者を待つて知るべきに非ざる也。若し此義に約せば、法は本にして國は末、法は能化にして國は所化、法は救ふべき力にして國は救はるべき所なりと謂はざるべからず。以上の原理及び事實によりて、今の立正と安國との關係を判ぜば、要するに前義に約せば、立正と安國とは一體不二なりといふべく、後義に約せば、立正は本なり主たり、安國は末たり客たりと謂ふべき也。何となれば、立正に對する安國の國家は、固より正善ならざる國家を意味するが故なり。若し國家にして正法と一致せる國家即ち正法の國家なりせば何ぞ正法によりて安泰せしむべき必要あらんや、而も題して「正法を立つて國家を安んずる論」といふ、明に識

んぬ、「立正安國論」の國家は極言せば正法に違背せる國家にして當然正法に依つて改造療治せられざるべからざる病的日本邪惡なる國家を意味せるものなることを。

若又更に因果律より觀ば、立正の原因によりて安國の結果を得るものと謂ふべし。而してこの「立正安國」の語に類似せる彼の「一昨日御書」に於ける「知法思國」の語に就て、知法と思國との關係を、或師論理學の三段論法を用ゐて左の如く解釋せり、

第一段 凡て法を知る者は國を思ふ（大前提）

第二段 日蓮は法を知れり（小前提）

第三段 故に日蓮は國を思ふ（斷案）

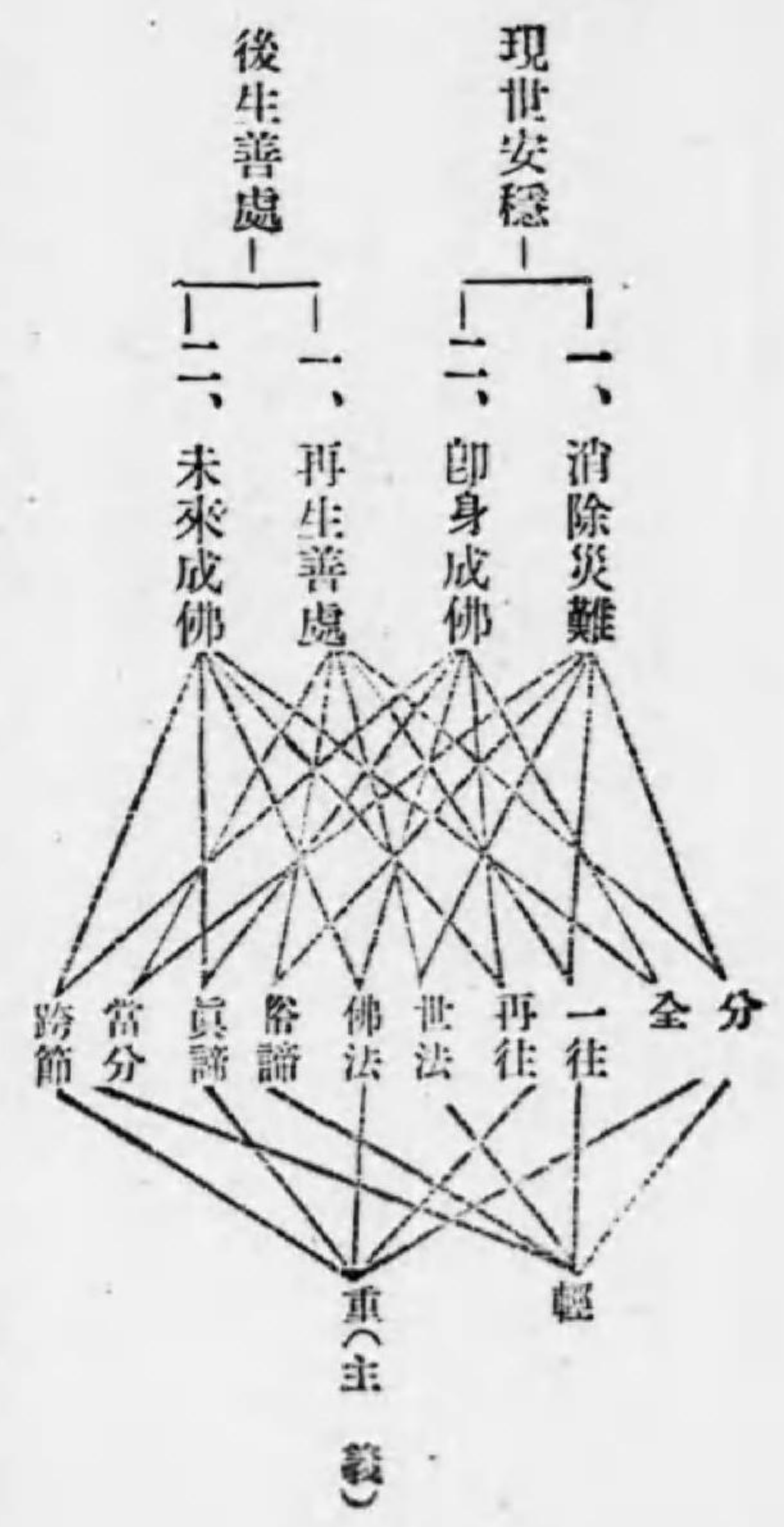
見るべし。而して彼の知法思國と此の立正安國とは同意なり、何となれば知法の結果が立正となり、思國の結果が安國の論となるべければなり。

又更に試みに本論の主義をいはゞ本論は其題の示す如く立正安國主義なりと謂ふべし。尙要約せば立正主義・正法主義・法華經主義・南無妙法蓮華經主義にして、世の所謂國家主義には非ず、

又無論個人主義にも世界主義にも非ざる也。何となれば結局日蓮聖人の正法主義よりせば、個人國家世界の如きは、竝に正法正義によりて教化され指導され濟度され救濟されべき所化の地位にして、正法は即ち能化の地位にあるが故也。凡そ本論に限らず、凡そ大聖人の主義は、其根本主義としては、唯一乘法無二亦無三の南無妙法蓮華經主義にして、決して釋迦主義にもあらず日蓮主義にもあらず、況や折伏主義剛健主義等ならんや、何況や國家主義世界主義個人主義等ならんや。而も世人多く日蓮主義と云ふは、且く親近すべき一大人格者たる大聖人を標榜し規範とするの意に出づ。今具に辨じ難し。

第四 本論は現世主義か未來主義か

此問題を解決せんには、先づ現安後善の意義を分明ならしめざるべからず。先づ現安後善に各二義あるを知るべし。



如此現安後善には各輕重あり、而して其重とする所は即ち主義なり。要するに俗諦的攘災除難は、我祖の當面の問題に過ぎずして、其主義とする所は國家人類をして悉く成佛の大理想を實現せしむるにあり。是實に我祖の遺文を一貫せる大主義なるも、本論附文の上は、多分但現世の消除災難と未來の成佛とを論じ、客は専ら現世の消除災難を希ひ、主人は更に後生の成佛を勧めたり。然れども「三界皆佛國身心安全」の結文によれば、本論の主義は未來よりも現在にあり、而

して現在中にも但世間的俗諦的消除災難の一途に止まらずして出世間的眞諦的三界即佛國・十方悉寶土娑婆即寂光草木國土悉皆成佛の一大理想を實現するにあるや論なし。されば「新註」の著者等が、主客の現當傍正論を評して、客は現安正意、主人は後善正意なりと斷するも、これ尙一往の見にして、再往の深義は主人も亦現世正意にして決して未來正意にあらず。但し主人の現世正意は娑婆即寂光主義にして客の消除災難主義の現世正意と天淵の相違ありと謂ふべき也。若し夫れ最後の「先安生前更扶没後」の文に就て現安後善の傍正を論せば。此文一往は客語なるも、既に入信以後なれば、客語即主語なるや論なし。而も聖意誠に計り難きも、想ふに附文は、眞俗相對に約せば、「先安生前」の前句は俗諦門に約し、「更扶没後」の後句は眞諦門に約するなるべし。又若し輕重相對に約せば、先の字は輕く、更の字は重し、以て未來正意を表するに似たり。又若し近遠相對に約せば、先の字にて近き現世を正意とするの意を表し、更の字にて遠き未來を兼ぬるの意を現したるものとも解せらる。又若し「先更」の字は、姑く時間の前後を指せるものに過ぎずとせば、現當二世は畢竟平均にして、一方のみを撮つて主義と爲すべからず。要するに如此語は、見方によりて現世正意とも、未來正意とも、現當二世均等主義とも考へらるべき

也。勿論聖人の宗教の極意は、現當一貫主義にありと雖、其主義とする所を且らく一方に限定せば、本論にありては、表題の如く、現實に正法を立て現實の國家を安泰にすることを急務とし當面とせば、要するに本論は、未來主義よりも寧ろ現世主義を以て正意なりと斷ぜざるべからず。古今諸師の該問題に對する解釋を見るに、多くは不徹底なるが如し、この故に今煩しく辯を費すのみ、具眼の士は之を察せよ。

第五 不受不施主義と安國論

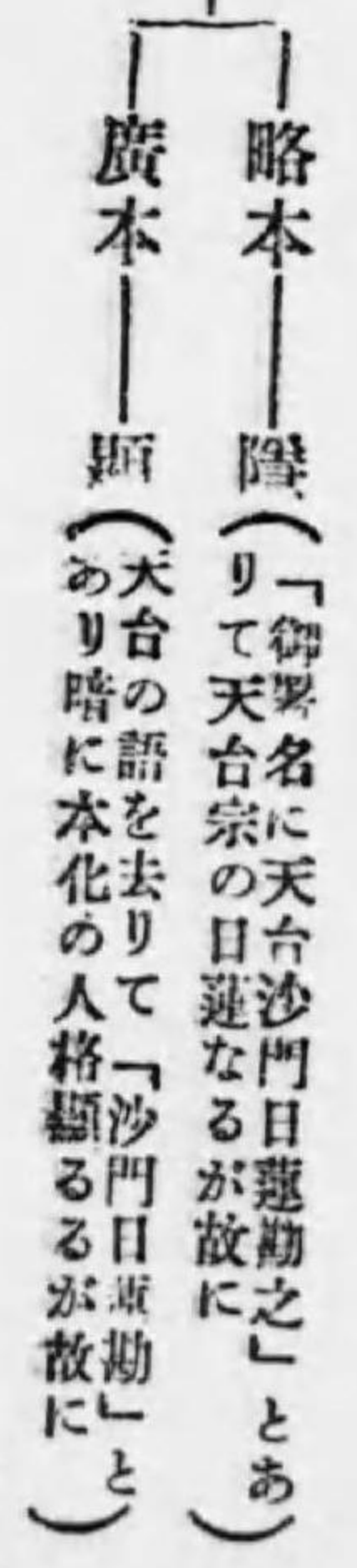
吾祖は誘者に對して受不施主義なりや果た不受不施主義なりや、之を本論に徴するに吾祖の不施主義なることは第八段主答章に明白なり。然るに受不受は如何といふに之に就ては未だ本論に明言なきも、祖師の折伏主義にありては既に誘者に物質を施すべからずとせば誘者よりも漫りに財物を受くべからざるは當然なるべし。尙此義は『日向記』に「不染世間法如蓮華在水……世間法とは全く貪欲等に染められず、譬へば蓮華の水中より生ずれども汚泥に染まざるが如し、此蓮華と云ふは地涌の菩薩に譬へたり、地とは法性の大地なり、所詮法華經の行者は蓮華の泥水に染まざるが如し、但唯一大事の南無妙法蓮華經を弘通するを本とせり、國王大臣より所領給はり官位を賜

ふ共、夫に染られず誘法の供養を受けざるを以て不染世間法と云也(五五頁)と云ひ、『御義口傳』に「法華行者南無妙法蓮華經と唱奉る者は、誘法の供養を受けず、貪欲の病を除く也」(九五頁)と云へる聖語に徴して明白なり。然るに古來宗門内に於て、不受不施主義者と受不施主義者とありて、互に其正邪曲直を争へり。今一言以て之を概評せば、前者は正直に祖師の折伏主義を硬く持續する正統派にして、後者は姑らく變則的に時代に順應する非折伏主義即ち軟派の攝受主義なりと謂ふべき也。幕末の法傑本妙日臨の「忍艸雜記」の「受不受論」の下に云く、「呵責誘法、日何受一塵、矧可與乎。方便引接時、尙可與、矧不受乎」と良に千古の明斷なりと謂ふべし。詳しくは茲に述べ難し。

第六 廣略二本の十異

因に本論の正本即ち略本(自三七三頁至三九一頁)と廣本(自三四七頁至三七一頁)とを比較するに、粗左の十異あるが如し。

(1) 人格の隱顯



- (2) 破邪の廣狹
 - 略本——狹(ただ法然の念佛宗を破するに止まる)
 - 廣本——廣(破法然の外、念佛の永觀破あり。更に進んで法相宗の慈恩、眞言の弘法、涅槃宗の光宅華嚴宗の法藏等に對する評破あるが故に)
- (3) 顯正の進退
 - 略本——退(法華實乘の一善に對する)
 - 廣本——進(法師品の三説超過の文を引て法華最第一の義を顯揚し、更に「眞言法師ノ勝劣ヲ分別シ一乘之文意ヲ開發セン」等と云へるが故に)
- (4) 引證の多少
 - 略本——少
 - 廣本——多(略本引用の外の大集經、仁王經、涅槃經、法華經、更に守誦經、最勝王經、大品經、般泥洹經、六波羅密經等を引くが故に)
- (5) 獄文の詳略
 - 略本——略(謗法墮獄の文ただ法華譬喻品の略に止まるが故に)
 - 廣本——詳(譬喻品の文を悉に引き、更に大品、大集、六波羅密の三經を引くが故に)
- (6) 死身の有無
 - 略本——無(吾祖自身の死身弘法の適文無きが故に)
 - 廣本——有(法華經の我不愛身命但惜無上道、涅槃經の寧喪身命等の文を引くが故に)
- (7) 國神の有無
 - 略本——無(法然の捨閉關地の謗法を擧ぐる下、國神に對する語無きが故に)
 - 廣本——有(「天照太神正八幡等ヲ以テ捨閉關地之惡言ヲ載ス」とあるが故に)

- (8) 對象の内外
 - 略本——外部(文應の安國論は外部の國主國民を對象とするが故に)
 - 廣本——内部(建治の安國論は内部の弟子檀那を對象とするが故に)
- (9) 著作の先後
 - 略本——本稿(文應元年七月十六日鎌倉に在りての上書なるが故に)
 - 廣本——再治(建白年間身延にありて更に文應本を増補再訂せられたものなるが故に)
- (10) 文章の廣略
 - 略本——略(廣本に比するに約二千三百餘言少し。日宗社本にて十九頁、廣本より五頁少し)
 - 廣本——廣(略本に比するに約二千三百餘言多し。日宗社本にて廿四頁、略本より五頁多し)

廣本、一本の相違大様右の如し、具には彼此本文を一々對照して之を詳にせんことを要す。

第七 立正安國念佛無間亡國に關する聖教

因に「安國論」の中心教義たる念佛無間亡國論竝に立正安國に直接關係せる日蓮聖人全集中の聖教及び頁數を示せば左の如し。

△念佛無間亡國論に關する聖教
 戒體即身成佛義……………一二

女人往生鈔……………五三

諸宗問答鈔……………一〇六

念佛無間地獄鈔……………一〇七

守護國家論……………二二〇

災難對治鈔……………三〇四

唱法華題目鈔……………三三〇

立正安國論廣本……………三四七

立正安國論……………三七三

教機時國鈔……………四二八

顯勝法鈔……………四四〇—四四八

題目彌陀名號勝劣事……………四八五

當世念佛者如何問答事……………五〇五

南條兵衛七郎殿御書……………五二三

聖愚問答鈔……………五五二—五七四

法華題目鈔……………五九六

法門可申鈔……………六二二—六二九

善無畏三藏鈔……………六四五

十章鈔……………六七六

行敏訴狀御會通……………六八三

早勝問答……………七二九

法華淨土問答鈔……………七三八

開目鈔……………七六九—八〇九—八二二

佐渡御書……………八三一

眞言諸宗異日……………八五五

四條金吾殿御返事……………八七九

法華取要鈔……………一〇三八

爾前得道有無御書……………一〇四七

曾谷入道殿許御書……………一一〇九

教行證御書……………一一一八

一谷入道御書……………一一七八——一一八二

撰時鈔……………一一九二——一二一八

善無畏鈔……………一二二九——一二三五

報恩鈔……………一三四六

下山鈔……………一四九一——一四九八

類基陳狀……………一五五六——一五八〇

法華初心成佛鈔……………一六〇三——一六一二

妙法尼御前御返事……………一六七三——一六七八

太尊問答鈔……………一七七八

新池殿御書……………一七九四

……………一八四六

中興入道消息……………一九一九

筒御器鈔……………一九三二

陳曉八輪鈔……………二〇三六

△立正に關する聖教(これ最も多數なるもの、且く要書を示すのみ)

一代聖教大意……………一七五

守護國家論……………二二〇

十法界事……………二八七

十法界明因果鈔……………三〇九

唱法華題日鈔……………三二二

立正安國論廣本……………三四七

立正安國論……………三七三

教機時國鈔……………四二四

持法華問答鈔……………四六五

聖恩問答鈔.....五四一

法華頌目鈔.....五八三

關目鈔.....七四七

得受職人功德法門鈔.....八四二

法華宗內證佛法血脈.....九一七

觀心本尊鈔.....九二八

諸法實相鈔.....九五八

如說修行鈔.....九六六

當機義鈔.....九八八

授職灌頂鈔.....一〇二七

法華取要鈔.....一〇三五

立正觀鈔.....一〇六四

曾谷入道殿許御書.....一〇九六

教行證御書.....一一一五

撰時鈔.....一一八九

即身成佛鈔.....一二七一

報恩鈔.....一四五一

四信五品鈔.....一五三八

曾谷入道殿御返事.....一六五三

法華初心成佛鈔.....一六七一

本尊問答鈔.....一七九四

本門戒體鈔.....一八八一

三世諸佛總勘文教相廢立.....一八九二

十八圓滿鈔.....二〇〇〇

曉曉八幡鈔.....二〇二一

三〇〇法鈔……………二〇五一
 治病大小權實遺目……………二〇九八

△安國に關する聖教

垂迹法門……………一二七
 守護國家論……………二四八
 災難退治鈔……………三〇六
 立正安國論廣本……………三四七
 立正安國論……………三七三
 月水鈔……………四八三
 法門可申鈔……………六三一
 秋元殿御返事……………六六七

即日鈔……………七六二

四條金吾殿御返事……………八七八

經王御前御返事……………九一一

新尼御前御返事……………一〇九二

曾谷入道殿御許御書……………一一一三

兄弟鈔……………一一三六

撰時鈔……………一二三四

高橋入道殿御返事……………一二八五

蒙古使御書……………一三一八

神國王御書……………一三五三—一三五七

報恩鈔……………一四五三—一四八一

下山鈔……………一五八〇—一五八九

法華初心成佛鈔……………一六八〇

○○○○
筒御器鈔……………一九三七

諸經與法華雜易事……………一九五〇

内房女房御返事……………一九七七

上野殿母御前御返事……………一九九七

○○○○
諫曉八幡鈔……………二〇三九

妙法尼御前御返事……………二〇九〇

第八章 立正安國論の原理應用

以上第一章に於て『本書』の概要を示し、第二章に於て其題號を解釋し、第三章に於て正しく

其本文を解釋し、第四第五の二章に於て本書に直接關係せる御書三通を掲げ、第六章に於て之を結論し、第七章に於て更に餘されたる問題を解決し、斯くて本書の講義は多方面に亘りて粗結了したりと信ず。然るに更に其原理及び應用を説き以て、大正の『安國論』の如何なるものかを一言せんとす。

本論の原理は、既に前に述ぶるが如く、要するに正法を知るものは國家の安穩を思はざるべからず、國家の安泰を期せんと欲せば先づ須く正法を知り之を建立せざるべからずといふにあり。而して其國家とは、我國に約せば日本國を中心とせる世界萬國を指し。其正法とは、一切教學の樞要たる佛教、佛教の中心たる法華經、法華經の肝心たる本門壽量品、本門壽量品の精神たる所謂三大祕法の南無妙法蓮華經なること、亦屢々繰返すが如し。然るに更に布演せば、南無妙法蓮華經は、若し三寶に約し宗旨に約せば、即ち三世諸佛の宗旨、一代聖教の宗旨、一切菩薩の宗旨なり。若し教理行果に約せば、南無妙法蓮華經は即ち教法の心髓、理法の極意、行法の根本、果法の總體なり。若し名體宗用教に約せば、南無妙法蓮華經は即ち最勝の名稱形式、宇宙の本體内容、一乘の因果宗要、最善の妙用感化、無上の教法學問なり。凡そ南無妙法蓮華經の一大祕法は、一

切の萬物諸法を包容し總統し、而して其中心を爲すものにして、釋迦牟尼佛の宗旨、日蓮聖人の宗旨、日蓮法華宗の宗旨、我等一切衆生の宗旨亦實に南無妙法蓮華經の一言を出でず。而して『安國論』の正法、實乗の一善亦眞にこの南無妙法蓮華經の一大祕法に過ぎず。然るに正法を立つるとは何處に立つるや、謂く客觀的教相には、正法正教其者と、其本尊と、其本尊を勸請する堂塔伽藍と、其を宣傳する僧侶を優待護持するにあるも、主觀的（觀心）には、其正法を國王國臣國民の體内に建立するにあり、換言せば立正とは内に向つて吾人の精神生活を改造するにあり若し此義に約せば、立正安國とは、先づ各人の精神を改造し以て國家の安泰を期すべしと謂ふにあり、國家世界の絶對平和を望まば、須く正法を信じて個人の頭腦を改善すべしと謂ふにあり。往昔淨土宗の學者「選擇集」の復讐を企て一書を作り、題して破安國論といふ、而も自ら顧みて其題號の不吉なるに驚き、遂に之を發表するに至らずして止みたりと云ふ。げに日蓮の『立正安國論』の名は、正面より誰人も反對する能はざる美稱なり。之を要するに『安國論』の原理は、最高の正法正義に依つて國家社會の絶對平和を期し、世界人類の最勝文化を實現するに在りと謂ふべき也。原理精神實に此の如し、其應用果して如何。

今を距る六百六十四年、聖人本論述作時代の我國は、大體佛教國として、而も其生命たる法華經の實義隠れて、方便權經の權宗跡に淨土宗の迷信橫暴を極めし時代なれば、聖人は先づ天下諫言國民覺醒の第一警鐘として『安國論』の巨鐘を亂打せられし也、即ち法華經中心の佛教を以て、専ら法然の淨土教を折伏せられし也。然れども聖人の宣傳は之れに止まらず、其化導日に月に進み、龍の口にも頸刎られたまはずして所謂本化上行の自覺愈確立し、破邪顯正の銳鋒正に最高潮に達せし時は、彼の安國論に於て未だ顯揚したまはざる、本化別頭の宗旨たる三大祕法南無妙法蓮華經を掲げて、管に法然の淨土教を破斥するに止まらず、總て非眞理なる諸宗と、時代錯誤の舊教に對して、更に猛烈なる折破を加へられたり。所謂、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊（四個格言）、天台過時（天台法華宗は時代後れ）、諸宗無得道墮地獄の根源、法華獨一の成佛とは是也。蓋し如此聖人の峻嚴なる折伏を、佛法の哲理を深解せざる、天下滔々たる常識者流より觀ば、如何にも過激極端の惡口雜言に似たりと雖も、「日蓮は日本第一の正直者なり」（法門可申鈔）との自覺に立ち、非眞理の存在を一分も認容する能はざりし大聖人としては、大慈大悲の振舞なりし也。又法華折伏を以て、國家人類の根本思想を、徹底的に善導し矯正し救濟すべしとの、本師釋尊の使命を帯び

たる、末法有縁の大導師としては、當然の行動にして、勿論共同一點の私心毫末の悪意の無かりしや論なし。稍狭義なる文應の『安國論』を基礎とし起點とせる、聖人三十年の廣義なる『立正安國論』の奮闘生活の大體實に此の如し。

然るに聖人滅後に於ける法國の狀態如何。案するに北條時代より南北朝時代を経て足利時代の末期に至る聖人の門下は、能く聖人の法華折伏立正安國の精神を體し、所謂一天四海皆歸妙法の大理想を以て、能く正法正義を天下に宣傳せり。就中各派本山の住職者の如きは、其就任の式を擧ぐるや、下なる一般民衆を教ふる前に、先づ上なる政府者を導かざるべからずとの大抱負より自身の國諫書を添へて必ず宗祖の『立正安國論』を朝廷又は幕府等に上書し、以て獻身的に天下諫言の祖風を繼紹したる也。如此熱烈にして周到なる傳道の結果は、足利の末葉に至りては、日蓮の宗教は一瀉千里の勢力を以て全國に流傳し、日蓮法華の寺院教會は數萬を以て數へらるゝに至り、一時日本佛教界の霸王を以て任ぜし程に大發展を爲せし也。

然るに天文年間に至り、法華宗號に關する叡山對本宗の大衝突事件の爲め、本宗は大打撃を受け京都諸本山の如きは殆ど全滅し、法主等は僅に身を以て逃るゝの大厄難に遭遇せり。降つて織田

信長の安土問答に於ける大迫害、更に豊臣秀吉の千僧供養に於ける大迫害、復更に徳川家康の慶長法難に於ける大迫害等頗々として我宗を壓迫し。就中『安國論』の念佛無問論淨土亡國論、不受不施主義の硬義は、特に徳川政府の憎惡を招き、聖門の英傑相續で入獄遠流さるゝに至る。且夫れ案内の僧俗硬軟二派に分れ、兄弟橋に闘ぎて外侮を防ぐ能はず、茲に聖教の一大頓挫を來すに至りぬ、所謂折伏進取の宗風は、一轉して攝受退嬰の氣風と變じ畢んぬ。斯くて徳川三百年に於ける日蓮の宗門は、一面義を講じ學に篤き二三の英僧無きに非ざるも、宗門の全體としては、所謂闇黒時代を呈露し、内は秋霜烈日の如き法華魂を消磨し、外は非日蓮主義の幕府政治に追従し、立正安國の精神、純圓一實の宗教を距ること遠き、所謂變形的宗門となり、遂に今日に及べる也。

然るに更に聖人滅後徳川末期に至る國家宗教の狀態を觀察するに。之を聖人在世時代に比較するに、北條と足利と、豊臣と徳川との相違あるも、大體政治的方面に於ては、幕府政府の逆を敢てし、天皇の神聖を犯せる點は、類同なりと謂ふべきも、其宗教的方面に於ては、道に通塞あり、時に進退あるも我が南無妙法蓮華經の宗教が四方に擴張せらるるに反比例して、非日蓮主義の宗團が、其教域を狭められたる點は、國を擧げて謗法なりし、聖人出世當時の鎌倉時代と選を異に

すべし。然れども他面に於て、聖人時代に無く又は振はざりし外教世道異學異見等が新に我が法田を荒亂するに至りしが如きは、聖人時代よりも惡傾向なりと謂はざるべからず。則ち豊臣徳川の政府によりて、極端に征服せられし、彼の切支丹パテレンの如きも、織田氏の時には、信長の南蠻寺建立と俱に一時我國に蔓延し、日蓮僧日忠をして九州に於て彼徒と法論せしめたるが如き。又徳川時代に於ては、頌迷なる荷田本居平田富永等の神道家國學者、藤田平野等の儒者勤王家等、盛に佛教を攻撃し、法華を毀傷し、日蓮を笑罵するものも亦尠からず。而して其排佛毀釋の邪説は、尊王討幕の正論と混じて、遂に明治維新の天地を開きしが如きは、亦文應の安國論時代に見るべからざる惡現象なりと謂ふべし。

これ等は姑く之を措く。現代に於ける『立正安國論』の應用果して如何。想ふに末法といふも鎌倉時代の昔と、明治大正の今とは星霜を隔つこと殆ど七百年、豈に過去の『安國論』の文章を其儘現代に應用すべけんや。

陪臣北條敢て三上皇を三處に流し奉りしを怪まざりし鎌倉時代は、固より天皇萬機を執らせまふ今日と比すべからざる惡時代なりしや論無し。然れども彼の有名なる貞永式目を制定して新なる

仁政を施したる泰時、非眞理ながらも佛法を信仰し、天下の主權を掌中にせる身を以て、而も圓顛方袍全國を行脚して下情を察したる名執權最明寺入道時頼の治世の時代は、無信心なる政府を戴ける明治大正時代に比して勝れたる點あるが如し。然れども更に他面に於て、直接法華謗法の天罰として、藥師仁王懸識の七難競ひ起りたりし聖人の時代に比すれば、毎日新聞紙上、姦通強姦、喧嘩口論、又傷破獄、水死横死、竊盜殺人等あらゆる罪惡犯罪不道德破廉耻の行爲を以て滿載されつゝある今日も、尙所謂末法五濁の程度に於て、正嘉正元の昔程濃厚ならざるに似たり。然れども又更に他面を顧みれば、彼の世界的大戦争の如き、世界的流行性惡病の如き、世界的物價暴騰の如きは、大集經の兵革疫病穀貴の三災を聖人時代以上に實現せるものとも觀らるべし。加ふるに西來の過激思想、無政府主義、無君主的社會主義等、動もすれば國體の基礎を危うくせんとする所謂危險思想の如きは、鎌倉時代等に於ては見るべからざる惡想到に非ずや。如此安國論の時代と現代とを比較し來れば、其末法濁惡の状態、互に進退あり輕重ありと謂はざるべからず。更に復照を轉じて刻下の教界を觀るに、一面に於ては正法正義の宣傳され實行せられつゝあるも日本乃至世界の教法界學問界の大勢は、邪法迷信横行して、其量に於て其實に於て鎌倉時代に比

すべからざるものあり。所謂明治維新以來内外の牧師宣教師によつて熱心に全國に傳道され、侮るべからざる一大勢力を有する基督教諸派の如きは、果して佛教の宣傳法華經の廣布を障害せざるや否や。日本固有の宗教又は其開展として都鄙に流傳せる黒住教、金光明教、御嶽教、扶桑教、天理教大本教等の如きは、果して古神道の實義日蓮所立の法華神道と衝突せざるや否や。宗教能批判の大權威學問界の大王を以て誇揚する、西洋のサクラテス、プラトニー、アリストートル等の古代哲學、カント、ヘーゲル、スピノザ等の近世哲學、乃至トルストイ、マルクス、ベルクソン等の最近の哲學的科學的或種の思想の如きは、果して佛教の因果律法華經の一念三千の哲理と背致せざるや否や。又物質的近代文化の基礎を爲し、日本乃至世界各國の國民教育の正科となれる、所謂確實なる智識たる科學は、果して佛教の學理妙法の眞理と矛盾せざるや否や。更に最高學府たる各國の文科大學の教授講師を中心として研究さるゝ、所謂原始佛教小乘教、大乘非佛説の如きは、大乘佛教特に法華經日蓮宗の基礎を破壊するものにあらざるなきか。其他、宗教的哲學的科學的文化的藝文的種々雜多なる、所謂昨是今非の新思想朝起暮倒の創作人文等の如きは、果して知法思國立正安國の精神と撞着せざるものなりや否や。之を概觀するに、此等現代に於ける宗教哲

學等の學說思想の如きは、要するに日蓮聖人の所謂實乘の一善法華一乘の宗教哲學思想より觀察し批評せば、所謂百歩五十歩にして、概して正法の教、正法の學、正法の思想と謂ふべからず、寧ろ邪法惡教異學外道なりと破斥せざるべからざるもの多分を占むるが如し。但し自然科學の如きは、特に近世文化の花として、吾人も亦日々に其恩恵に浴しつゝある有益の實學にして、決して、彼の迷信妄想邪說惡論と同一視すべきにあらざるは勿論なりと雖も、其學問又は其學者にして、科學其者の本分を忘れ、敢て深遠なる哲學、神聖なる宗教を迷信視し度外するものあれば、これ實に重要なる精神文明を破壊し、大切なる宗教生活を殺害する大邪見大謗法思想なりと斷せざるべからず。近く獨逸の舊カイゼルを元兇とせし振古未曾有の罪惡たる世界の大戦の如きは、實にこれ誤られたる科學應用の結果にはあらざるなきか。實に眞理の極致、正法の心髓、最高の宗教且つ哲學たる大聖釋尊竝に我が日蓮聖人の法華經主義よりして、現代の教學界思想界を達觀すれば、實に前掲の如き數多の宗教敵學敵國敵の存在を看取することを得べし。文應の安國論時代に於ては、法然上人の淨土教乃至非法華經主義の佛教各宗が最も有害最も有勢の宗教なりしと雖も、大正の今日に於ては尙これよりも甚しきものあるを如何。

復更に翻つて最近に於ける我國の世相を観察するに。明治維新の如きは、有史以來の大改新として吾人の大に注意を拂ふ所にして、即ち一面に於て彼の頼朝以來數百年の反國體的霸王政治を倒して王政復古の大業を斷行し、他面に於て開國進取の國是を取り、歐米の新文明を盛に輸入し、以て物質的に我國未曾有の發展を來せし點は、感謝措く能はざる美蹟なりと雖も。他面に於て、所謂排佛毀釋の横議を唱へたる結果、欽明天皇聖德太子以來國民道德の基礎を爲せる、佛教の所謂善因善果惡因惡果、徹底せる因果の法則を撥無し。更に一面には國民教育の中樞に、古聖先賢の徳教を置かずして、妄りに西洋山出しの科學萬能の智的教育を施したる結果、國民思想をして不道徳なる物質主義自然主義功利主義等に墮落せしめ、開關以來未曾有なる國民性人間性の險惡腐敗を來たさしめたる如きは、大なる罪惡過失に非ずして何ぞや。吾徒は茲に至つて所謂明治維新に於ける元勳元老なるものの功罪の輕重を問はざらんと欲するも豈に得べけんや。されば 天皇輔弼の大任ある。歴代の總理大臣、伊藤黒田山縣大山松方桂寺内山木大隈西園寺原等の經國の根本思想を見よ、彼等は概して宗教に冷淡にして、佛法を信ぜず、豈に法華を宗とせんや。日蓮聖人の『立正安國論』より直言せば、所謂謗法闡提の徒輩なるや、言を待たざる所也。如此總理大臣の

下に伴食せる、大臣次官知事、海陸軍將校乃至有史百官等の心裡亦推して知るべきのみ。但先の八代海軍大臣の如き 今の床次内務大臣等の如きは、一は法華信者、一は宗教に對して多少理解を持てるもの、而もこれ曉天の星に比すべきのみ。而して『安國論』の正義人道は沙汰の外、聖德太子の十七憲法の「篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸萬國之極宗、何世何人非貴此法、人鮮尤惡、能教從之、其不歸三寶、何以直枉」との聖語にも、尙觀念を及ぼさざる非徳教主義の政教學問に依つて、治められ養成せられたる、我が七千萬の同胞を代表する、三百の代議士の如きも、亦政友會と憲政會と、國民黨と無所屬とを論ぜず、其多數は孰れも經國の根本思想に徳教を置くことに對して、深き信念を持たざる點は、吾徒の大に其不可を鳴さざるべからざる所也、豈に其政府黨と在野黨とを問はんや。夫れ正法を根抵とし、徳教を基礎とせざる政治法律教育海陸軍文藝殖産工業商業農業乃至人間萬事總て非なりと斷するは、これ日蓮聖人の宗教、大聖釋尊の佛教哲學の原理なり、豈に獨り今の立正安國論のみの主張ならんや、豈に營に釋尊と日蓮と法華經と安國論との主張のみならんや。是實に亦迦葉阿難龍樹天親天台傳教、乃至東西古今の聖賢哲人等の教學の皆聲を等ふして、我等に教ふる所ならずや。

然るに現代に於て如何に『安國論』の正義を宣傳すべきや否や。案するに勿論法然や選擇集や淨土宗は現代に於ける當面の敵にあらず、寧ろ彼の無宗教なる政治家者流、俗悪なる國民等に對しては、各宗教徒各徳教徒等は、暫く聯合して、其邪惡旨味を善導せざるべからず。又佛教全體に反對する外道異學等の輩に對する場合には、淨土眞宗禪眞言天台等の十四宗五十八派の佛教徒は姑く同盟して、これ等外敵に當り、所謂國民教化に盡力せざるべからず。然れども、我が大聖釋尊の大乗佛教に對し、日本の學者乃至歐米の識者等をして、國家人類の進歩を沮害する厭世教、現界を直接救濟し指導する能力なき未來教の如く誤解せしめ、甚しきは佛教即迷信と斷ぜしめ、今尙坊主の名の下に、排佛毀釋の餘炎を斷たざらしむる原由の一分は、隨に厭世的未來主義なる淨土教の南無阿彌陀佛の迷信にあれば、今日も尙對內的に佛教内部の覺醒改造を要する時は、矢張『安國論』の論鋒を以て、彼等淨土教等の反省改心を勸告せんこと、尙文應の鎌倉時代の如くせざるべからず。然り而して淨土宗以外の諸宗に對する態度亦是に準じて之を知るべきのみ。之を要するに、『立正安國論』の文面は、一應法然の淨土教を有害の邪法として之を排斥するにあるも、其文底に流るる精神は、日蓮聖人出世の本懐たる『開日鈔』『本尊鈔』の教義なり。更に開日

鈔本尊鈔の教義は一應印度支那日本三國に於ける宗教哲學界の破邪顯正に止まるも、其文意は、舉一諸例の原理に基き、全世界の精神物質兩界、眞俗二諦に於ける大破壊大建立ならざるべからず。而して『立正安國論』を根幹として、成長したる日蓮聖人の宗教哲學の一大華實は、實に萬教の王、諸學の頭目、佛教の心髓、法華經の精神、本門壽量品の肝心なる、所謂事の一念三千の三大祕密の南無妙法蓮華經にして、末法の初期鎌倉時代を経て、明治大正の現代に至り、更に末法萬年の未來に通ずる、常住不變萬古不易の大道にして、所謂「十方佛土中唯有一乘法」無二亦無三なる宇宙絶對の眞理正法なりと雖も、若し其應用活用の方面としては、時の古今洋の東西によりて、其宣傳の方針方法態度等必ずしも一定せざること、既に述ぶるが如し。大法の隆夷は其人に存す、其人有れば其法興り、其人無れば其法亡ぶ。蓋し『立正安國論』の死活は、吾徒日蓮主義者其人の思想手腕の如何、應用活用の巧拙如何にあり。誤つて其時代的數字章句に囚はれて變通の妙を失ひ、憐れ聖日蓮の『立正安國論』をして六百六十四年前の古典たらしむる勿れ。尙『安國論』の破邪顯正を能く現代に徹底せしめんが爲めには、更に進んで日本乃至世界に於ける、總ての宗教哲學科學思想學說に對して、設ひ綱目に亘らざるも、其大綱に精通し、而して之

れに對して縱横の批判を下さんこと、恰も聖日蓮が鎌倉時代に於て三國の佛教各宗を一々に徹底的に批評し、而して一乘の法華經主義を建立し宣傳せられたるが如くせざるべからず。然るに如此は、到底この一小著の能く盡す所にあらず、且又今の著者の學力を以ては、この世界的大批評の徹底は未だ爲し得ざる所、乞ふ之を他日又は再生の研鑽に期し、或は後賢の研究に待たんのみ。最後に望みて著者は更に再び讀者に告げん。

吾人は須く正法に依つて自己を改造すべし、然らば國家及世界は自ら安穩平和なるべし、これ實に大聖日蓮の『立正安國論』の精神なり。

南無立正安國論。南無日蓮大聖人。南無釋迦牟尼佛。南無妙法蓮華經。

新撰 立正安國論講義 (終)

參考書類 (末書)

日蓮聖人全集中、末註書類の多きこと本論の如きは無し。通本(通じて御書末註)凡そ八種。別本(別して本書)凡そ三十餘種。雜本(雜書雜誌等の中の小文篇)凡そ二十餘種あり。大略左の如し。

(イ) 通本

- | | | |
|-------------------------|------|------|
| 1、御書鈔(健鈔)(二五卷)卷一卷二 | 永正三年 | 日健等 |
| 2、御書條所(一箇)(二卷)卷一 | 萬治二年 | 日叙 |
| 3、御書註(圓註)(一八卷)卷一 | 永祿七年 | 日修日性 |
| 4、御書和語式(語式)(五卷)卷一 | 延寶七年 | 日相 |
| 5、錄内啓蒙(啓蒙)(三十六卷) 自卷一至卷三 | 元祿八年 | 日講 |
| 6、錄内拾遺(拾遺)(八卷)卷一 | 享保三年 | 日好 |
| 7、錄内扶卷(扶老)(一五卷)卷一 | 同十三年 | 日好 |
| 8、本化聖典大辭林(三卷) | 大正十年 | 智學 |

(口)別本 (著作年代不明の分は多くは著者の死年代により「...の頃」とせり。)

1、立正安國論見聞	一卷	未刊	應安の頃	口祐
2、同	鈔	同	延徳の頃	口四
3、同	私	同	同	同
4、同	見聞	二卷	文明の頃	口朝
5、同	聞書	一卷	永正の頃	口要
6、科註立正安國論	一卷	未刊	永祿七年	口修
7、立正安國論聞書	一卷	未刊	天正十三年八月著	口重説 口乾筆
8、同	私記	二卷	寛文五年	口遠
9、同	私	一卷	天正十九年	口乾
10、同	私記	一卷	不明	口遠
11、同	見心鈔	一卷	同	口龜
12、同	私記	二卷	同	口俊

13、同	愚記	一卷	正徳五年	口寛
14、同	講義	二卷 (大正二年縮刷一卷)	延享の頃	口達
15、同	合解	二卷	不明	口鏡
16、同	寄講	一卷	寛政の頃	口頁
17、同	玄義分	一卷	安政の頃	口智
18、同	説義	二卷	文化五年	口言
19、同	新註	三卷	天保四年	口英
20、同	講義	一卷	未刊	著者不明
21、同	談	六卷	未刊	同
22、同	文段	一卷	未刊	同
23、同	和註	三卷	明治廿三年	口海淑
24、訓譯 讀本立正安國論		一卷	明治廿七年	口智學
25、立正安國論寶鑑		一卷	明治廿八年	口辰

26、同	活用編 一卷	明治	鐵陽
27、日蓮聖人御眞蹟對照錄 卷一		大正二年	慈珙
28、同	略解 一卷	大正四年	一能
29、同	新釋 一卷	大正五年	智大
30、意譯立正安國論 一卷		大正十年	善知
31、穆首立正安國論 一卷		大正十年	啓禎
32、通俗講話立正安國論 一卷		大正十一年	素山

(ハ) 雜本

1、安國論相承之事 一通	道正
2、日高上人申狀 一通	日高
3、安國論問答 一通	日興
4、安國論申狀 三通	同
5、安國論申狀 一通	日樹

6、祖書綱要(廿三卷)卷五。同刪略(七卷)卷二	日導
7、庚戌雜答	日輝
8、奏疏	智學
9、妙宗式日講義錄 卷一。四八—五四	同
10、類纂高祖遺文錄略解題	同
11、立正安國論ヲ紹介ス	梁山
12、立正安國論要義	同
13、立正安國論講義(未完)	同
14、立正安國論綱要	日生
15、同 大要(日宗新報明治四十五年五月廿八日號)	同
16、同 の動機(日宗新報同年頃)	同
17、日蓮聖人聖訓要義 卷二	同
18、高祖遺文錄 卷七	海解

19、高祖遺文錄解題

20、立正安國論(哲學大辭書二九二九頁)

21、七月十六日の思出(日宗新報大正二年七月十三日號)

22、立正安國論講義(國正大正八年八月號)

23、宗學上ヨリ見タル日蓮聖人の國家觀 一卷 大正八年一月

24、立正安國論の撰述(日宗青年大正十年七月號)

25、同 組織(同 十月號)

26、同 法義(同 十一月號)

六

圓泰

正治

文雄

善知

同

義孫

同

同

大正十一年十一月二十四日印刷
大正十一年十一月二十七日發行

定價二圓五十錢

著者 北尾啓玉

(東京府荏原郡大崎町谷山一九八)

發行者 仲摩照久

(東京市麹町區山元町一ノ三)

印刷者 加藤保

(東京市神田區三崎町三ノ二)

印刷所 文明社印刷所

(同上)

發行所

東京市麴町區
山元町一ノ三

新光社

(振替東京四三二四〇番)

◇ 類 書 版 出 社 光 新 る あ 評 好 ◇

文學博士 推尾 辨匡 著

人 間 の 宗 教

現代佛教と、人間生
活の交渉を説き、偉
大なる信仰を語る。
● 定價 二〇〇錢
● 送料 十 五 錢

ピツシエル著・鈴木重信譯
佛 陀 の 生 涯 と 思 想

最も嚴正なる史實に
依り、佛陀の一生を
語り、その思想の全
面を詳述せる書。
● 定價 一 五 〇 錢
● 送料 八 〇 錢

ホフマン著・友松園譯
現 代 思 潮 よ 佛 教 の 根 本 思 想

本書を一讀すること
に依りて何等の豫備
智識なくして佛教の
本質を知る事を得。
● 定價 六 〇 〇 錢
● 送料 二 〇 〇 錢

文學士 渡邊 樸雄 著
佛 陀 教 說 の 外 延

原始佛教に立脚して
佛陀そのものの眞意
一に闡明すべき書である。
● 定價 二 〇 〇 錢
● 送料 十 〇 〇 錢

マーチン著・秋山眞澄譯
群 集 行 動 の 心 理 的 考 察

ルボン以後の心理學
者として知られたる
著者の群集行動に關
する最果の研究也。
● 定價 二 〇 〇 錢
● 送料 十 〇 〇 錢

日 蓮 宗 大 學 教 授
北 尾 日 大 氏 著 書

- ▼ 日蓮聖人の安心 ● (非 賣 品)
- ▼ 新日蓮宗綱要 ● 定價 三 圓 (品切)
- ▼ 日蓮聖人の宗教 ● 定價 一 圓 二 十 錢
- ▼ 新日蓮宗綱要 ● 定價 一 圓 二 十 錢 (品切)
- ▼ 法華經主義 ● 定價 二 十 錢 (品切)
- ▼ 了義日蓮上人 ● (非 賣 品)
- ▼ 通日蓮上人の教義 ● 定 價 二 圓
- ▼ 日蓮主義大觀 ● 定價 一 圓 八 十 錢
- ▼ 日蓮主義の宗教 ● 定 價 三 十 錢
- ▼ 日蓮宗法要式 ● 定價 三 四 五 十 錢
- ▼ 本化宗學綱要 ● 定價 一 圓 七 十 錢
- ▼ 本化宗學概論 ● (近 刊)
- ▼ 日蓮式信行式 ● (近 刊)

京 東 替 振 社 教 聖 町 崎 大 外 市 京 東 八 九 一 山 谷

◆ 類書版出社光新るあ評好 ◆

大泉 黒石 著
創作老子
 大哲老子を捉へ來りて、虚無思想の神髓を、描ける一大雄辯に、好評噴々たる書。
 定價 三十四版
 送料 二十五〇錢

友松 圓諦 著
戲曲地に惱める釋迦
 人間としての釋迦の苦惱を描ける、四幕六場の大戯曲也。文壇近來の傑作といふべし。
 定價 新刊
 送料 十二五〇錢

三井 晶史 著
創作法
 然
 法然上人の思想は、本籍に依つて遺憾なく描出され、眞にせまくるの感ある名篇なり。
 定價 新刊
 送料 二十五〇錢

山原たづ外二女史合著
戲曲華子城物語
 材を印度阿育王の時代にとり、若き太子の苦惱と精進の白路を示せる名篇である。
 定價 再版
 送料 八五錢

佐藤 落葉 著
詩集 白金の都市
 溢るる如き情熱を、以て京都大阪奈良地方を歌へる白金の如き情調あふるる詩集！
 定價 新刊
 送料 一七〇錢

◆ 類書版出社光新るあ評好 ◆

正 富 汪 洋 著
評傳 バイロン
 熱情炎の如き詩を以て、古今獨歩の稱あるバイロンの傳記。
 定價 新刊
 送料 一七〇錢

加藤 朝 鳥 譯
波斯詩集 薔薇園
 ペルシヤの古聖サダの詩と散文詩を、收むる宗教的詩句玉の如く、輝く千古の名篇なり。
 定價 再版
 送料 一八〇錢

理學士 小西英一 著
科學思想史 化學篇
 古代より現代に亘りて、科學思想の發達を、説きて精密に述べて、平易なる思想史。
 定價 未定
 近刊

理學士文學士 本口親二 著
科學概論
 最近の量子說相對性、科學は素より現代の科學、原論に亘りて、科學の概論を、凡そ最新科學の詳論せる。
 定價 未定
 近刊

文學博士 推尾辨匡 著
佛敎概論
 佛々とは何ぞや、その本質は如何の問、獨壇場である推尾博士の、獨壇場である推尾博士の。
 定價 未定
 新刊

◇ 類書版出社光新るあ評好 ◇

林學博士 上原敬二著
わたり鳥の記

布哇を振り出しに歌
米十三ヶ國を飛び歩
いた著者の土産話
文章洒脱興味深し

定価六〇銭
送料一〇五銭

加藤朝鳥著
瓜哇の旅

ジャワは著者が親し
く遊べる地。南洋の
情調を傳へて遺憾な
き名著として好評也

定価四二五銭
送料一〇五銭

理學士 原口三夫著
星の科學

本書を讀む者は天文
と人生が如何に相
關するものである
かを知るものであらう

定価新刊一〇五銭
送料一〇五銭

理學士 原田三夫著
海の科學

科學者に依りて設し
くされた海の研究は
本書に依つて平易化
され頗る興味あり

定価五二〇銭
送料一〇五銭

理學士 原田三夫著
山の科學

海の科學の姉妹篇に
して、山に關する科
學を最も平易に説
き盡してある書也

定価五三〇銭
送料一〇五銭

504
121

終

